

伊 勢 市 公 報

第 1 号
平成 17 年 11 月 21 日
月 曜 日

目 次

	頁
条 例	
伊勢市役所の位置を定める条例ほか 210 件の条例の公布について	4
規 則	
伊勢市公告式規則ほか 171 件の規則の公布について	14
教育委員会規則	
伊勢市教育委員会規則、規程 45 件の公布について	23
訓 令	
伊勢市公報発行規程ほか 38 件の規程の公表について	26
消防本部訓令	
伊勢市消防本部処務規程ほか 19 件の規程の公表について	29
選挙管理委員会訓令	
伊勢市選挙管理委員会規程の公表について	31
上下水道管理規程	
伊勢市公共下水道条例施行規程ほか 19 件の規程の公表について	33
病院事業管理規程	
伊勢市病院企業職員の職名等に関する規程ほか 19 件の規程の公表について	36
告 示	
専決処分の告示について	39
市章の制定について	41
条例の暫定施行について	43
条例の暫定施行について	44
条例の暫定施行について	45
規則の暫定施行について	46
規則の暫定施行について	47
規則の暫定施行について	48
規程の暫定施行について	49
伊勢市と三重県との間における議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する事務の委託に関する規約について	50
玉城町と伊勢市との間における消防事務の委託に関する規約について	53
度会町と伊勢市との間における消防事務の委託に関する規約について	56
三重県伊勢志摩地区広域市町村圏協議会への加入について	59
三重県市町村職員退職手当組合への加入について	67
町及び支所の並べ順について	80
伊勢市指定金融機関の指定について	93
伊勢市収納代理金融機関の指定について	94

農業集落排水事業使用料の収納に関する業務の委託について	95
市道路線変更について	97
伊勢市放置自動車の発生の防止及び適正な処理について	133
選挙管理委員会告示	
選挙管理委員会関係	
・ 伊勢市選挙管理委員会委員長の選挙について	134
・ 伊勢市選挙管理委員会委員長職務代理者の指定について	135
・ 伊勢市公職選挙執行規程ほか 7 件の規程の制定について	136
・ 投票区の設置について	138
・ 衆議院議員、参議院議員、知事及び県議会議員選挙に用いる投票用紙等に押すべき印の様式について	142
・ 市長及び市議会議員選挙に用いる投票用紙等に押すべき印の様式について	144
伊勢市長選挙及び伊勢市議会議員選挙関係	
・ 伊勢市長選挙及び伊勢市議会議員選挙の事由発生について	146
・ 伊勢市長選挙及び伊勢市議会議員選挙を同時に行うことについて	147
・ 伊勢市長選挙及びこれと同時に行う伊勢市議会議員選挙の選挙期日の告示日を定めることについて	148
・ 伊勢市長選挙及びこれと同時に行う伊勢市議会議員選挙における選挙人名簿の登録基準日等を定めることについて	149
伊勢市農業委員会委員選挙関係	
・ 伊勢市農業委員会委員選挙の事由の発生について	150
・ 伊勢市農業委員会委員選挙の選挙期日の告示日を定めることについて	151
伊勢市長選挙及び伊勢市議会選挙関係	
・ 候補者届等の書類を提出すべき場所について	152
・ 投票所の設置について	153
・ 期日前投票所の設置について	155
・ 投票用紙と同時に交付する投票所以外の投票所における投票の順序について	156
・ 投票記載場所の候補者氏名等掲載順序のくじを行う日時場所について	157
・ 不在者投票用紙等の交付場所について	158
永久選挙人名簿関係	
・ 永久選挙人名簿に登録した者の氏名・住所及び生年月日を記載した書面の縦覧について	159
伊勢市長選挙及び伊勢市議会選挙関係	
・ 選挙人名簿の移替について	160
・ 投票用紙の様式について	161
上下水道事業管理告示	
伊勢市公共下水道事業区域外流入に関する取扱要綱ほか 6 件の要綱及び要領の制定について	164
伊勢市水道事業出納取扱金融機関の指定について	166
伊勢市下水道事業出納取扱金融機関の指定について	167
伊勢市水道事業収納取扱金融機関の指定について	168
伊勢市下水道事業収納取扱金融機関の指定について	169
水道料金等の収納に関する事務の委託について	170
下水道使用料の収納に関する事務の委託について	172
水道料金等の徴収に関する事務の委託について	174
病院事業管理告示	

伊勢市病院事業出納取扱金融機関の指定について

175

公 告

犬の抑留について

176

犬の抑留について

177

犬の抑留について

178

伊勢市役所の位置を定める条例ほか 210 件の条例をここに公布する。

平成 17 年 11 月 1 日

伊勢市長職務執行者 中 北 隆 敏

- 条例第 1 号 伊勢市役所の位置を定める条例
- 条例第 2 号 伊勢市の休日を定める条例
- 条例第 3 号 伊勢市公告式条例
- 条例第 4 号 伊勢市議会定例会の招集回数に関する条例
- 条例第 5 号 伊勢市議会政務調査費の交付に関する条例
- 条例第 6 号 伊勢市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例
- 条例第 7 号 伊勢市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例
- 条例第 8 号 伊勢市の議会の議員及び長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例
- 条例第 9 号 伊勢市の議会の議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する条例
- 条例第 10 号 伊勢市監査委員条例
- 条例第 11 号 伊勢市監査委員事務局設置条例
- 条例第 12 号 伊勢市公平委員会条例
- 条例第 13 号 伊勢市固定資産評価審査委員会条例
- 条例第 14 号 伊勢市行政組織条例
- 条例第 15 号 伊勢市総合支所設置条例
- 条例第 16 号 伊勢市支所設置条例
- 条例第 17 号 伊勢市行政改革推進委員会設置条例
- 条例第 18 号 伊勢市行政手続条例
- 条例第 19 号 伊勢市情報公開条例
- 条例第 20 号 伊勢市個人情報保護条例
- 条例第 21 号 伊勢市職員定数条例
- 条例第 22 号 伊勢市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例

- 条例第 23 号 伊勢市職員の定年等に関する条例
- 条例第 24 号 伊勢市職員の再任用に関する条例
- 条例第 25 号 伊勢市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例
- 条例第 26 号 伊勢市職員の服務の宣誓に関する条例
- 条例第 27 号 伊勢市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例
- 条例第 28 号 伊勢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例
- 条例第 29 号 伊勢市職員の育児休業等に関する条例
- 条例第 30 号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する
条例
- 条例第 31 号 伊勢市立の学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務
災害補償に関する条例
- 条例第 32 号 伊勢市職員の公務災害見舞金支給に関する条例
- 条例第 33 号 伊勢市職員団体の登録に関する条例
- 条例第 34 号 伊勢市職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する
条例
- 条例第 35 号 伊勢市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例
- 条例第 36 号 伊勢市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に
関する条例
- 条例第 37 号 伊勢市証人等の実費弁償に関する条例
- 条例第 38 号 伊勢市特別職報酬等審議会条例
- 条例第 39 号 市長、助役及び収入役の給与及び旅費に関する条例
- 条例第 40 号 伊勢市長職務執行者の給与及び旅費に関する条例
- 条例第 41 号 教育長の給与等に関する条例
- 条例第 42 号 伊勢市職員給与条例
- 条例第 43 号 伊勢市職員の特殊勤務手当に関する条例
- 条例第 44 号 語学指導等を行う外国青年の給与及び旅費に関する条例

- 条例第 45 号 伊勢市職員等の旅費に関する条例
- 条例第 46 号 伊勢市職員退職手当支給条例
- 条例第 47 号 伊勢市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分
に関する条例
- 条例第 48 号 伊勢市財政状況公表条例
- 条例第 49 号 伊勢市特別会計条例
- 条例第 50 号 伊勢市土地取得特別会計条例
- 条例第 51 号 伊勢市市税条例
- 条例第 52 号 伊勢市市税条例の一部を改正する条例
- 条例第 53 号 伊勢市都市計画税条例
- 条例第 54 号 伊勢市半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措
置に関する条例
- 条例第 55 号 伊勢市建設事業関係分担金徴収条例
- 条例第 56 号 伊勢市手数料徴収条例
- 条例第 57 号 伊勢市税外収入金の督促、延滞金及び滞納処分に関する条例
- 条例第 58 号 伊勢市財産条例
- 条例第 59 号 伊勢市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する
条例
- 条例第 60 号 伊勢市重要な公の施設に関する条例
- 条例第 61 号 伊勢市長期継続契約を締結することができる契約を定める
条例
- 条例第 62 号 伊勢市法定外公共物の管理に関する条例
- 条例第 63 号 伊勢市吹上駐車場条例
- 条例第 64 号 伊勢市観光文化会館駐車場条例
- 条例第 65 号 伊勢市財政調整基金条例
- 条例第 66 号 伊勢市減債基金条例

- 条例第 67 号 伊勢市ふるさと創生基金条例
- 条例第 68 号 伊勢市国際交流基金条例
- 条例第 69 号 伊勢市庁舎整備基金条例
- 条例第 70 号 伊勢市職員退隠料基金条例
- 条例第 71 号 伊勢市職員退職手当基金条例
- 条例第 72 号 月僱金復興社会事業基金条例
- 条例第 73 号 伊勢市地域福祉基金条例
- 条例第 74 号 伊勢市国民健康保険財政調整基金条例
- 条例第 75 号 伊勢市介護給付費準備基金条例
- 条例第 76 号 伊勢市災害援護基金条例
- 条例第 77 号 伊勢市中山間ふるさと・水と土保全対策基金条例
- 条例第 78 号 伊勢市土地開発基金条例
- 条例第 79 号 伊勢市下水道基金条例
- 条例第 80 号 伊勢市河川環境基金条例
- 条例第 81 号 伊勢市育英基金条例
- 条例第 82 号 伊勢市文化振興基金条例
- 条例第 83 号 伊勢市社会福祉法人の助成に関する条例
- 条例第 84 号 伊勢市福祉健康センター条例
- 条例第 85 号 伊勢市保健福祉会館条例
- 条例第 86 号 伊勢市ハートプラザみその条例
- 条例第 87 号 伊勢市福祉医療費の助成に関する条例
- 条例第 88 号 伊勢市立保育所条例
- 条例第 89 号 伊勢市児童館条例
- 条例第 90 号 伊勢市放課後児童健全育成施設条例
- 条例第 91 号 伊勢市養護老人ホーム万亀会館条例
- 条例第 92 号 伊勢市デイサービスセンター条例

- 条例第 93 号 伊勢市認知症対応型共同生活介護事業に地方公営企業法の一部を適用する条例
- 条例第 94 号 伊勢市認知症対応型共同生活介護事業の設置等に関する条例
- 条例第 95 号 伊勢市老人福祉センター条例
- 条例第 96 号 伊勢市敬老金支給条例
- 条例第 97 号 伊勢市介護予防拠点施設なごみのやかた条例
- 条例第 98 号 伊勢市心身障害児通園施設おおぞら児童園条例
- 条例第 99 号 伊勢市心身障害者授産施設条例
- 条例第 100 号 伊勢市重度身体障害者デイサービスセンター条例
- 条例第 101 号 伊勢市国民健康保険条例
- 条例第 102 号 伊勢市介護保険条例
- 条例第 103 号 伊勢市隣保館条例
- 条例第 104 号 伊勢市朝熊大型共同作業場条例
- 条例第 105 号 伊勢市地区集会所条例
- 条例第 106 号 伊勢市印鑑の登録及び証明に関する条例
- 条例第 107 号 伊勢市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例
- 条例第 108 号 伊勢市防災会議条例
- 条例第 109 号 伊勢市災害対策本部条例
- 条例第 110 号 伊勢市地震災害警戒本部条例
- 条例第 111 号 伊勢市交通安全条例
- 条例第 112 号 伊勢市防犯活動の推進に関する条例
- 条例第 113 号 伊勢市災害弔慰金の支給等に関する条例
- 条例第 114 号 伊勢市住居表示に関する条例
- 条例第 115 号 伊勢市住居表示審議会条例
- 条例第 116 号 伊勢市地区コミュニティセンター条例

- 条例第 117 号 いせ市民活動センター条例
- 条例第 118 号 伊勢市戦災復興記念会館条例
- 条例第 119 号 伊勢市中村会館条例
- 条例第 120 号 伊勢市朝熊ふれあい会館条例
- 条例第 121 号 伊勢市平家の里利用施設条例
- 条例第 122 号 伊勢市病院事業の設置等に関する条例
- 条例第 123 号 伊勢市病院事業管理者の給与等に関する条例
- 条例第 124 号 伊勢市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例
- 条例第 125 号 伊勢市二見健康管理増進センター条例
- 条例第 126 号 伊勢市小俣保健センター条例
- 条例第 127 号 伊勢市離宮の湯条例
- 条例第 128 号 伊勢市休日・夜間応急診療所条例
- 条例第 129 号 伊勢市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例
- 条例第 130 号 伊勢市廃棄物投棄場条例
- 条例第 131 号 伊勢市廃棄物処理センター条例
- 条例第 132 号 伊勢市営墓地の設置及び管理に関する条例
- 条例第 133 号 伊勢市小俣納骨堂条例
- 条例第 134 号 伊勢市環境基本条例
- 条例第 135 号 伊勢市を美しくする条例
- 条例第 136 号 伊勢市放置自動車の発生の防止及び適正処理に関する条例
- 条例第 137 号 伊勢市農業委員会条例
- 条例第 138 号 伊勢市農村環境改善センター条例
- 条例第 139 号 伊勢市農村公園条例
- 条例第 140 号 伊勢市二見地域農産物等活用型総合交流促進施設条例
- 条例第 141 号 伊勢市農産物直売所サンファームおばた条例
- 条例第 142 号 伊勢市土地改良事業補助の暫定措置に関する条例

- 条例第 143 号 伊勢市土地改良事業分担金徴収条例
- 条例第 144 号 伊勢市火入れに関する条例
- 条例第 145 号 伊勢市漁港管理条例
- 条例第 146 号 伊勢市工場等誘致奨励条例
- 条例第 147 号 伊勢市工場等誘致奨励条例の臨時の特例措置に関する条例
- 条例第 148 号 伊勢市工芸指導所条例
- 条例第 149 号 賓日館条例
- 条例第 150 号 伊勢市労働福祉会館条例
- 条例第 151 号 サンライフ伊勢条例
- 条例第 152 号 伊勢市やすらぎ公園プール条例
- 条例第 153 号 伊勢市観光文化会館条例
- 条例第 154 号 伊勢市二見浦海水浴場施設条例
- 条例第 155 号 伊勢市道路占用料徴収条例
- 条例第 156 号 伊勢市準用河川の流水占用料等に関する条例
- 条例第 157 号 伊勢市都市計画審議会条例
- 条例第 158 号 伊勢市建築物における駐車施設の附置等に関する条例
- 条例第 159 号 伊勢市都市公園条例
- 条例第 160 号 伊勢市朝熊山麓公園条例
- 条例第 161 号 伊勢市建築協定条例
- 条例第 162 号 伊勢市風致地区内における建築等の規制に関する条例
- 条例第 163 号 伊勢市営住宅管理条例
- 条例第 164 号 伊勢市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例
- 条例第 165 号 伊勢市小集落改良住宅の設置及び管理に関する条例
- 条例第 166 号 伊勢市農業集落排水処理施設条例
- 条例第 167 号 伊勢市農業集落排水事業分担金徴収条例
- 条例第 168 号 伊勢市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例

条例第 169 号 伊勢市上下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例

条例第 170 号 伊勢市上水道給水条例

条例第 171 号 伊勢市上水道加入金に関する条例

条例第 172 号 伊勢市朝熊山地区上水道分担金条例

条例第 173 号 伊勢市簡易水道給水条例

条例第 174 号 伊勢市簡易水道分担金条例

条例第 175 号 伊勢市下水道事業審議会条例

条例第 176 号 伊勢市公共下水道条例

条例第 177 号 伊勢市公共下水道事業受益者負担に関する条例

条例第 178 号 伊勢市公共下水道事業区域外流入協力金徴収条例

条例第 179 号 伊勢市学校設置条例

条例第 180 号 伊勢市立幼稚園条例

条例第 181 号 伊勢市立幼稚園預かり保育条例

条例第 182 号 伊勢市奨学金支給条例

条例第 183 号 伊勢市社会教育委員設置条例

条例第 184 号 伊勢市立公民館条例

条例第 185 号 伊勢市立公民館使用料徴収条例

条例第 186 号 伊勢市生涯学習センター条例

条例第 187 号 伊勢市学習等供用施設条例

条例第 188 号 伊勢市教育集会所条例

条例第 189 号 伊勢市立図書館条例

条例第 190 号 伊勢市大湊市民ホール条例

条例第 191 号 伊勢市立郷土資料館条例

条例第 192 号 伊勢市立伊勢古市参宮街道資料館条例

条例第 193 号 伊勢河崎商人館条例

- 条例第 194 号 尾崎弔堂記念館条例
- 条例第 195 号 山田奉行所記念館条例
- 条例第 196 号 伊勢市スポーツ振興審議会に関する条例
- 条例第 197 号 伊勢市体育施設条例
- 条例第 198 号 伊勢市御園 B & G 海洋センター条例
- 条例第 199 号 伊勢市教育研究所条例
- 条例第 200 号 伊勢市立学校施設の開放に関する条例
- 条例第 201 号 伊勢市文化財保護条例
- 条例第 202 号 伊勢市消防本部及び消防署の設置等に関する条例
- 条例第 203 号 伊勢市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例
- 条例第 204 号 伊勢市コミュニティ消防センター条例
- 条例第 205 号 伊勢市火災予防条例
- 条例第 206 号 伊勢市火災予防条例の一部を改正する条例
- 条例第 207 号 伊勢市火災予防条例の一部を改正する条例
- 条例第 208 号 伊勢市消防団条例
- 条例第 209 号 伊勢市消防団員等公務災害補償条例
- 条例第 210 号 伊勢市消防団員退職報償金の支給に関する条例
- 条例第 211 号 伊勢市長の資産等の公開に関する条例

上記条例の内容は省略し、その関係書類をしばらくの間下記の場所に備え置いて閲覧に供します。

配置場所

- 伊勢市役所総務部総務課
- 二見総合支所地域振興課
- 小俣総合支所地域振興課
- 御園総合支所地域振興課

伊勢市公告式規則ほか 171 件の規則をここに公布する。

平成 17 年 11 月 1 日

伊勢市長職務執行者 中 北 隆 敏

- 規則第 1 号 伊勢市公告式規則
- 規則第 2 号 伊勢市議会定例会の招集に関する規則
- 規則第 3 号 伊勢市議会政務調査費の交付に関する条例施行規則
- 規則第 4 号 伊勢市事務分掌規則
- 規則第 5 号 伊勢市行政改革推進委員会設置条例施行規則
- 規則第 6 号 市長及び収入役の職務代理者の順位に関する規則
- 規則第 7 号 伊勢市公印規則
- 規則第 8 号 伊勢市長職務執行者の公印を定める規則
- 規則第 9 号 伊勢市行政手続条例施行規則
- 規則第 10 号 伊勢市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則
- 規則第 11 号 伊勢市情報公開条例施行規則
- 規則第 12 号 伊勢市情報公開審査会に関する規則
- 規則第 13 号 伊勢市個人情報保護条例施行規則
- 規則第 14 号 伊勢市個人情報保護審議会に関する規則
- 規則第 15 号 伊勢市電子計算組織管理運営規則
- 規則第 16 号 伊勢市職員の定年等に関する規則
- 規則第 17 号 伊勢市職員の再任用に関する規則
- 規則第 18 号 伊勢市職員の職務に専念する義務の特例に関する規則
- 規則第 19 号 営利企業等の従事制限に関する規則
- 規則第 20 号 伊勢市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則
- 規則第 21 号 伊勢市職員の育児休業等に関する規則
- 規則第 22 号 次世代育成支援対策推進法の特定事業主等を定める規則
- 規則第 23 号 セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規則
- 規則第 24 号 伊勢市職員安全衛生管理規則
- 規則第 25 号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する
条例施行規則

- 規則第 26 号 伊勢市職員の公務災害見舞金支給に関する条例施行規則
- 規則第 27 号 伊勢市職員の給与の支給に関する規則
- 規則第 28 号 伊勢市職員の職務の級、初任給、昇格、昇給等の基準規則
- 規則第 29 号 職員の通勤手当支給に関する規則
- 規則第 30 号 伊勢市職員の住居手当に関する規則
- 規則第 31 号 伊勢市職員管理職手当支給に関する規則
- 規則第 32 号 伊勢市職員の管理職員特別勤務手当支給に関する規則
- 規則第 33 号 伊勢市職員の時間外勤務手当の支給割合に関する規則
- 規則第 34 号 伊勢市職員の休日給の支給割合に関する規則
- 規則第 35 号 伊勢市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則
- 規則第 36 号 伊勢市職員の宿日直手当に関する規則
- 規則第 37 号 伊勢市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則
- 規則第 38 号 伊勢市職員等の旅費に関する条例施行規則
- 規則第 39 号 伊勢市職員退職手当支給条例施行規則
- 規則第 40 号 伊勢市補助金等交付規則
- 規則第 41 号 伊勢市予算の編成及び執行に関する規則
- 規則第 42 号 伊勢市会計規則
- 規則第 43 号 伊勢市債券発行規則
- 規則第 44 号 伊勢市市税条例施行規則
- 規則第 45 号 伊勢市半島振興対策実施地域における固定資産税の特例
措置に関する条例施行規則
- 規則第 46 号 伊勢市徴収事務員に関する規則
- 規則第 47 号 住宅用家屋証明事務施行規則
- 規則第 48 号 伊勢市契約規則
- 規則第 49 号 伊勢市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する
条例施行規則

- 規則第 50 号 伊勢市法定外公共物の管理に関する条例施行規則
- 規則第 51 号 伊勢市庁舎管理規則
- 規則第 52 号 伊勢市吹上駐車場条例施行規則
- 規則第 53 号 伊勢市社会福祉事務委任規則
- 規則第 54 号 伊勢市福祉健康センター条例施行規則
- 規則第 55 号 伊勢市福祉健康センター処務規則
- 規則第 56 号 伊勢市保健福祉会館条例施行規則
- 規則第 57 号 伊勢市ハートプラザみその条例施行規則
- 規則第 58 号 伊勢市福祉医療費の助成に関する条例施行規則
- 規則第 59 号 伊勢市児童福祉法に基づく居宅生活支援費の支給等に関する規則
- 規則第 60 号 伊勢市児童福祉法による助産の実施及び母子保護の実施に関する規則
- 規則第 61 号 伊勢市立保育所条例施行規則
- 規則第 62 号 伊勢市児童館条例施行規則
- 規則第 63 号 伊勢市放課後児童健全育成施設条例施行規則
- 規則第 64 号 伊勢市放課後児童クラブ開設及び管理に関する規則
- 規則第 65 号 伊勢市児童手当事務取扱規則
- 規則第 66 号 伊勢市老人福祉法施行細則
- 規則第 67 号 老人福祉法による措置費徴収規則
- 規則第 68 号 伊勢市養護老人ホーム万亀会館条例施行規則
- 規則第 69 号 伊勢市デイサービスセンター条例施行規則
- 規則第 70 号 伊勢市認知症対応型共同生活介護事業実施規則
- 規則第 71 号 伊勢市認知症対応型共同生活介護利用判定委員会設置規則
- 規則第 72 号 伊勢市老人福祉センター条例施行規則
- 規則第 73 号 伊勢市身体障害者福祉法施行細則

- 規則第 74 号 伊勢市基準該当居宅支援事業者の登録等に関する規則
- 規則第 75 号 伊勢市知的障害者福祉法施行細則
- 規則第 76 号 伊勢市児童福祉法による身体障害児に対する補装具の交付等に関する規則
- 規則第 77 号 伊勢市中心身障害児通園施設おおぞら児童園条例施行規則
- 規則第 78 号 伊勢市中心身障害者授産施設条例施行規則
- 規則第 79 号 伊勢市重度身体障害者デイサービスセンター条例施行規則
- 規則第 80 号 伊勢市中心身障害児等に係る日常生活用具の給付等に関する規則
- 規則第 81 号 伊勢市障害児福祉手当及び特別障害者手当等事務取扱細則
- 規則第 82 号 伊勢市国民健康保険条例施行規則
- 規則第 83 号 伊勢市介護保険規則
- 規則第 84 号 伊勢市隣保館条例施行規則
- 規則第 85 号 伊勢市朝熊大型共同作業場条例施行規則
- 規則第 86 号 伊勢市地区集会所条例施行規則
- 規則第 87 号 伊勢市戸籍事務取扱規則
- 規則第 88 号 伊勢市戸籍情報システムに係るデータ保護管理規則
- 規則第 89 号 伊勢市住民基本台帳ネットワークシステムに係るデータ保護管理規則
- 規則第 90 号 伊勢市市民カードの交付等に関する規則
- 規則第 91 号 証明書等自動交付事務取扱規則
- 規則第 92 号 伊勢市印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則
- 規則第 93 号 伊勢市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則
- 規則第 94 号 伊勢市地区連絡員設置規則
- 規則第 95 号 伊勢市交通死亡事故多発警報等発令規則

- 規則第 96 号 伊勢市防犯推進協議会規則
- 規則第 97 号 伊勢市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則
- 規則第 98 号 伊勢市住居表示に関する条例施行規則
- 規則第 99 号 伊勢市地区コミュニティセンター条例施行規則
- 規則第 100 号 いせ市民活動センター条例施行規則
- 規則第 101 号 伊勢市戦災復興記念会館条例施行規則
- 規則第 102 号 伊勢市平家の里利用施設条例施行規則
- 規則第 103 号 市長の同意を得て任免する伊勢市病院企業職員の範囲に関する規則
- 規則第 104 号 伊勢市病院企業職員の地方公営企業法第 39 条第 2 項の規定に基づき市長が定める職に関する規則
- 規則第 105 号 伊勢市病院事業管理者の管理職手当等に関する規則
- 規則第 106 号 伊勢市二見健康管理増進センター条例施行規則
- 規則第 107 号 伊勢市小俣保健センター条例施行規則
- 規則第 108 号 伊勢市離宮の湯条例施行規則
- 規則第 109 号 伊勢市休日・夜間応急診療所条例施行規則
- 規則第 110 号 伊勢市狂犬病予防法施行細則
- 規則第 111 号 伊勢市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則
- 規則第 112 号 伊勢市廃棄物投棄場条例施行規則
- 規則第 113 号 伊勢市廃棄物処理センター条例施行規則
- 規則第 114 号 伊勢市営墓地の設置及び管理に関する条例施行規則
- 規則第 115 号 伊勢市小俣納骨堂条例施行規則
- 規則第 116 号 伊勢市を美しくする条例施行規則
- 規則第 117 号 伊勢市放置自動車の発生の防止及び適正処理に関する条例施行規則
- 規則第 118 号 伊勢市農業委員会に対する事務委任規則

- 規則第 119 号 伊勢市沼木農村環境改善センター管理規則
- 規則第 120 号 伊勢市小俣農村環境改善センター管理規則
- 規則第 121 号 伊勢市二見地域農産物等活用型総合交流促進施設条例施行規則
- 規則第 122 号 伊勢市農産物直売所サンファームおばた条例施行規則
- 規則第 123 号 伊勢市漁港管理条例施行規則
- 規則第 124 号 伊勢市工場等誘致奨励条例施行規則
- 規則第 125 号 伊勢市工芸指導所条例施行規則
- 規則第 126 号 賓日館条例施行規則
- 規則第 127 号 伊勢市労働福祉会館条例施行規則
- 規則第 128 号 サンライフ伊勢条例施行規則
- 規則第 129 号 伊勢市やすらぎ公園プール条例施行規則
- 規則第 130 号 伊勢市二見浦海水浴場施設条例施行規則
- 規則第 131 号 伊勢市建設工事執行規則
- 規則第 132 号 伊勢市建設工事検査規則
- 規則第 133 号 伊勢市道路占用等に関する規則
- 規則第 134 号 伊勢市準用河川の流水占用料等に関する条例施行規則
- 規則第 135 号 伊勢市都市計画審議会条例施行規則
- 規則第 136 号 伊勢市建築物における駐車施設の附置等に関する条例施行規則
- 規則第 137 号 伊勢市朝熊山麓公園条例施行規則
- 規則第 138 号 伊勢市建築協定条例施行規則
- 規則第 139 号 伊勢市風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則
- 規則第 140 号 伊勢市営住宅管理条例施行規則

- 規則第 141 号 伊勢市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例施行規則
- 規則第 142 号 伊勢市租税特別措置法に基づく優良宅地認定事務施行規則
- 規則第 143 号 伊勢市租税特別措置法に基づく優良住宅認定事務施行規則
- 規則第 144 号 伊勢市農業集落排水処理施設条例施行規則
- 規則第 145 号 伊勢市農業集落排水事業分担金徴収条例施行規則
- 規則第 146 号 市長の同意を得て任免する伊勢市水道事業及び下水道事業の主要な職員を定める規則
- 規則第 147 号 伊勢市上下水道企業職員の地方公営企業法第 39 条第 2 項の規定に基づき市長が定める職に関する規則
- 規則第 148 号 教育に関する市長の権限の一部を委任する規則
- 規則第 149 号 伊勢市奨学金支給条例施行規則
- 規則第 150 号 伊勢市大湊市民ホール条例施行規則
- 規則第 151 号 伊勢市消防本部に関する規則
- 規則第 152 号 消防に関する市長の権限の一部を委任する規則
- 規則第 153 号 伊勢市消防本部消防職員委員会に関する規則
- 規則第 154 号 伊勢市消防吏員服制規則
- 規則第 155 号 伊勢市消防手帳規則
- 規則第 156 号 伊勢市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例施行規則
- 規則第 157 号 伊勢市コミュニティ消防センター条例施行規則
- 規則第 158 号 伊勢市火災予防条例施行規則
- 規則第 159 号 伊勢市危険物規制規則
- 規則第 160 号 伊勢市防火対象物定期点検報告制度に関する規則

規則第 161 号 伊勢市消防法第 5 条第 1 項等の規定により措置命令等をした場合における公示に関する規則

規則第 162 号 伊勢市消防立入検査証規則

規則第 163 号 伊勢市火災警報発令規則

規則第 164 号 伊勢市救急業務実施規則

規則第 165 号 伊勢市救助業務実施規則

規則第 166 号 伊勢市消防団規則

規則第 167 号 伊勢市消防団員の階級に関する規則

規則第 168 号 伊勢市消防団員服制

規則第 169 号 伊勢市消防団表彰規則

規則第 170 号 伊勢市消防団員等公務災害補償条例施行規則

規則第 171 号 伊勢市消防団員退職報償金の支給に関する条例施行規則

規則第 172 号 伊勢市長の資産等の公開に関する条例施行規則

上記規則の内容は省略し、その関係書類をしばらくの間下記の場所に備え置いて閲覧に供します。

配置場所

伊勢市役所総務部総務課

二見総合支所地域振興課

小俣総合支所地域振興課

御園総合支所地域振興課

伊勢市教育委員会規則、規程 45 件を制定しここに公布する。

平成 17 年 11 月 1 日

伊勢市教育委員会

委員長 藤 井 俊 彰

- 規則第 1 号 語学指導等を行う外国青年の勤務条件等に関する規則
- 規則第 2 号 伊勢市立の学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則
- 規則第 3 号 伊勢市観光文化会館駐車場条例施行規則
- 規則第 4 号 伊勢市観光文化会館条例施行規則
- 規則第 5 号 伊勢市教育委員会公告式規則
- 規則第 6 号 伊勢市教育委員会会議規則
- 規則第 7 号 伊勢市教育委員会傍聴人規則
- 規則第 8 号 伊勢市教育委員会事務局等処務規則
- 規則第 9 号 伊勢市教育委員会事務委任規則
- 規則第 10 号 伊勢市教育長事務委任規則
- 規則第 11 号 伊勢市教育委員会公印規則
- 規則第 12 号 伊勢市立小学校及び中学校教職員の自家用自動車による出張の承認に関する規則
- 規則第 13 号 伊勢市立の小学校及び中学校の管理運営に関する規則
- 規則第 14 号 就学等に関する規則
- 規則第 15 号 伊勢市立の小学校及び中学校の就学すべき学校の指定に関する規則
- 規則第 16 号 伊勢市障害児就学指導委員会規則
- 規則第 17 号 伊勢市立幼稚園規則
- 規則第 18 号 伊勢市立幼稚園預かり保育条例施行規則
- 規則第 19 号 伊勢市社会教育に係る指導員の設置等に関する規則
- 規則第 20 号 伊勢市立公民館条例施行規則
- 規則第 21 号 伊勢市生涯学習センター管理規則
- 規則第 22 号 伊勢市二見生涯学習センター管理規則
- 規則第 23 号 伊勢市学習等供用施設条例施行規則
- 規則第 24 号 伊勢市教育集会所条例施行規則
- 規則第 25 号 伊勢市立伊勢図書館規則
- 規則第 26 号 伊勢市立小俣図書館規則
- 規則第 27 号 伊勢市立郷土資料館条例施行規則
- 規則第 28 号 伊勢市立伊勢古市参宮街道資料館条例施行規則
- 規則第 29 号 伊勢河崎商人館条例施行規則
- 規則第 30 号 尾崎罌堂記念館条例施行規則
- 規則第 31 号 山田奉行所記念館条例施行規則
- 規則第 32 号 伊勢市青少年相談センター設置規則
- 規則第 33 号 伊勢市体育指導委員に関する規則
- 規則第 34 号 伊勢市体育施設条例施行規則

- 規則第 35 号 伊勢市御園 B & G 海洋センター条例施行規則
- 規則第 36 号 伊勢市立学校施設の開放に関する条例施行規則
- 規則第 37 号 伊勢市文化財保護条例施行規則
- 訓令第 1 号 伊勢市教育委員会事務決裁規程
- 訓令第 2 号 伊勢市教育委員会職員職名規程
- 訓令第 3 号 伊勢市学校評議員運営規程
- 訓令第 4 号 児童及び生徒派遣費交付規程
- 告示第 1 号 伊勢市立公民館施設整備費補助規程
- 告示第 2 号 伊勢市立公民館備品購入費補助規程
- 告示第 3 号 学校及び幼稚園施設使用規程
- 規則第 38 号 伊勢市教育委員会における伊勢市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則

上記規則、規程の内容は省略し、その関係書類をしばらくの間下記の場所に備え置いて閲覧に供します。

配置場所

伊勢市役所総務部総務課
二見総合支所地域振興課
小俣総合支所地域振興課
御園総合支所地域振興課

伊勢市公報発行規程ほか 38 件の規程を次のように定める。

平成 17 年 11 月 1 日

伊勢市長職務執行者 中 北 隆 敏

- 訓令第 1 号 伊勢市公報発行規程
- 訓令第 2 号 伊勢市支所処務規程
- 訓令第 3 号 伊勢市事務決裁規程
- 訓令第 4 号 伊勢市市長の権限に属する事務の補助執行に関する規程
- 訓令第 5 号 伊勢市収入役事務の専決等に関する規程
- 訓令第 6 号 伊勢市文書管理規程
- 訓令第 7 号 伊勢市公文例規程
- 訓令第 8 号 伊勢市職員職名規程
- 訓令第 9 号 臨時的任用職員の取扱いに関する規程
- 訓令第 10 号 伊勢市職員休職規程
- 訓令第 11 号 職員の非違行為に対する懲戒処分の処分量定等に関する規程
- 程
- 訓令第 12 号 伊勢市職員服務規程
- 訓令第 13 号 伊勢市職員研修規程
- 訓令第 14 号 伊勢市人材育成推進委員会規程
- 訓令第 15 号 伊勢市職員の職務発明等の取扱いに関する規程
- 訓令第 16 号 伊勢市職員安全衛生委員会規程
- 訓令第 17 号 伊勢市職員被服貸与規程
- 訓令第 18 号 伊勢市市税等不納欠損処分取扱規程
- 訓令第 19 号 伊勢市市税等滞納処分執行停止取扱規程
- 訓令第 20 号 伊勢市市税収納特別対策委員会設置規程
- 訓令第 21 号 伊勢市建設工事等指名入札参加資格審査委員会規程
- 訓令第 22 号 伊勢市公舎管理規程
- 訓令第 23 号 伊勢市守衛服務規程
- 訓令第 24 号 伊勢市役所火気取締規程
- 訓令第 25 号 自動車整備管理者服務規程

- 訓令第 26 号 伊勢市民生委員推薦会規程
- 訓令第 27 号 児童手当の請求等に関する規程
- 訓令第 28 号 伊勢市住民基本台帳ネットワークシステムの緊急時対応計画に関する規程
- 訓令第 29 号 伊勢市災害対策本部規程
- 訓令第 30 号 伊勢市防災行政無線局管理運用規程
- 訓令第 31 号 伊勢市市民総合災害補償規程
- 訓令第 32 号 伊勢市予防接種事故災害補償に関する規程
- 訓令第 33 号 伊勢市営墓地管理人服務規程
- 訓令第 34 号 伊勢市林道維持管理規程
- 訓令第 35 号 伊勢市人工礁及び増殖場管理規程
- 訓令第 36 号 伊勢市工場等誘致奨励措置指定審査委員会規程
- 訓令第 37 号 伊勢市地価公示台帳閲覧規程
- 訓令第 38 号 伊勢市営住宅入居者選考委員会規程
- 訓令第 39 号 大会等選手派遣費交付規程

上記訓令の内容は省略し、その関係書類をしばらくの間下記の場所に備え置いて閲覧に供します。

配置場所

- 伊勢市役所総務部総務課
- 二見総合支所地域振興課
- 小俣総合支所地域振興課
- 御園総合支所地域振興課

伊勢市消防本部処務規程ほか 19 件の規程を次のように定める。

平成 17 年 11 月 1 日

伊勢市消防長 山 川 和 俊

伊勢市消防本部訓令第 1 号	伊勢市消防本部処務規程
伊勢市消防本部訓令第 2 号	伊勢市消防署組織規程
伊勢市消防本部訓令第 3 号	伊勢市消防署処務規程
伊勢市消防本部訓令第 4 号	伊勢市消防本部及び消防署文書取扱規程
伊勢市消防本部訓令第 5 号	伊勢市消防本部整備管理者服務規程
伊勢市消防本部訓令第 6 号	伊勢市消防職員任用規程
伊勢市消防本部訓令第 7 号	伊勢市消防職員の階級別等定数規程
伊勢市消防本部訓令第 8 号	隔日勤務に服する消防職員の勤務時間等に関する規程
伊勢市消防本部訓令第 9 号	伊勢市消防吏員服装規程
伊勢市消防本部訓令第 10 号	伊勢市消防職員被服貸与規程
伊勢市消防本部訓令第 11 号	伊勢市消防職員教養規程
伊勢市消防本部訓令第 12 号	伊勢市消防表彰規程
伊勢市消防本部訓令第 13 号	伊勢市火災予防査察規程
伊勢市消防本部訓令第 14 号	伊勢市消防法等違反処理規程
伊勢市消防本部訓令第 15 号	伊勢市火災原因損害調査規程
伊勢市消防本部訓令第 16 号	伊勢市建築同意事務等取扱規程
伊勢市消防本部訓令第 17 号	伊勢市液化石油ガス等保安事務処理規程
伊勢市消防本部訓令第 18 号	伊勢市警防規程
伊勢市消防本部訓令第 19 号	伊勢市消防通信規程
伊勢市消防本部訓令第 20 号	伊勢市消防本部（署）信号規程

上記訓令の内容は省略し、その関係書類をしばらくの間下記の場所に備え置いて閲覧に供します。

配置場所

伊勢市消防本部総務課

伊勢市選挙管理委員会規程を次のように定める。

平成 17 年 11 月 1 日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 安藤 孝

選挙管理委員会訓令第1号 伊勢市選挙管理委員会規程

上記告示の内容は省略し、その関係書類をしばらくの間下記の場所に備え置いて閲覧に供します。

配置場所

伊勢市選挙管理委員会事務局

伊勢市公共下水道条例施行規程ほか 19 件の規程を制定したので告示します。

平成 17 年 11 月 1 日

伊勢市水道事業

伊勢市下水道事業

伊勢市長職務執行者 中 北 隆 敏

上下水道事業管理規程第 1 号	伊勢市公共下水道条例施行規程
上下水道事業管理規程第 2 号	伊勢市下水道排水設備指定工事店規程
上下水道事業管理規程第 3 号	伊勢市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規程
上下水道事業管理規程第 4 号	伊勢市水洗便所等改造資金助成に関する規程
上下水道事業管理規程第 5 号	伊勢市水洗便所等改造資金融資あっせん及び利子補給に関する規程
上下水道事業管理規程第 6 号	伊勢市上下水道部処務規程
上下水道事業管理規程第 7 号	伊勢市上下水道事務決裁規程
上下水道事業管理規程第 8 号	伊勢市水道事業及び下水道事業公示令達規程
上下水道事業管理規程第 9 号	伊勢市上下水道部公印規程
上下水道事業管理規程第 10 号	伊勢市上下水道企業職員の職名に関する規程
上下水道事業管理規程第 11 号	伊勢市上下水道部臨時的任用職員の取扱いに関する規程
上下水道事業管理規程第 12 号	伊勢市上下水道企業職員の勤務時間その他勤務条件に関する規程
上下水道事業管理規程第 13 号	伊勢市上下水道企業職員の給与に関する規程
上下水道事業管理規程第 14 号	伊勢市上下水道企業職員等の旅費に関する規程

上下水道事業管理規程第 15 号	伊勢市水道事業及び下水道事業会計規程
上下水道事業管理規程第 16 号	伊勢市上水道給水条例施行規程
上下水道事業管理規程第 17 号	伊勢市指定給水装置工事事業者規程
上下水道事業管理規程第 18 号	伊勢市朝熊山地区上水道分担金条例施行規程
上下水道事業管理規程第 19 号	伊勢市簡易水道分担金条例施行規程
上下水道事業管理規程第 20 号	伊勢市上下水道部における伊勢市長職務執行者の公印を定める規程

上記規程の内容は省略し、関係書類をしばらくの間下記の場所に備え置いて閲覧に供します。

配置場所

伊勢市役所総務部総務課

二見総合支所地域振興課

小俣総合支所地域振興課

御園総合支所地域振興課

伊勢市病院企業職員の職名等に関する規程ほか19件の規程を次のように

定める。

平成17年11月 1 日

伊勢市病院事業管理者職務代理者 藤 本 昌 雄

病院事業管理規程第1号	伊勢市病院企業職員の職名等に関する規程
病院事業管理規程第2号	市立伊勢総合病院事務分掌規程
病院事業管理規程第3号	伊勢市病院事業管理者の職務代理に関する規程
病院事業管理規程第4号	市立伊勢総合病院事務決裁規程
病院事業管理規程第5号	市立伊勢総合病院文書管理規程
病院事業管理規程第6号	市立伊勢総合病院公印規程
病院事業管理規程第7号	伊勢市病院企業職員就業規程
病院事業管理規程第8号	伊勢市病院企業職員の育児休業等に関する規程
病院事業管理規程第9号	市立伊勢総合病院臨時職員等の身分取扱いに関する規程
病院事業管理規程第10号	伊勢市病院企業職員被服貸与規程
病院事業管理規程第11号	伊勢市病院事業会計規程
病院事業管理規程第12号	市立伊勢総合病院当直規程
病院事業管理規程第13号	市立伊勢総合病院庁舎管理規程
病院事業管理規程第14号	市立伊勢総合病院医師住宅管理規程
病院事業管理規程第15号	市立伊勢総合病院寄宿舍管理規程
病院事業管理規程第16号	伊勢市病院企業職員の給与に関する規程
病院事業管理規程第17号	伊勢市病院企業職員等の旅費に関する規程
病院事業管理規程第18号	市立伊勢総合病院の診療等に関する規程
病院事業管理規程第19号	市立伊勢総合病院放射線障害予防規程
病院事業管理規程第20号	市立伊勢総合病院核燃料物質計量管理規程

上記企業管理規程の内容は省略し、その関係書類をしばらくの間下記の場所に備え置いて閲覧に供します。

配置場所

伊勢市役所総務部総務課

二見総合支所地域振興課

小俣総合支所地域振興課

御園総合支所地域振興課

伊勢市告示第 1 号

専決処分の告示について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、下記の 9 件について平成 17 年 11 月 1 日付けで専決処分したので、告示する。

平成 17 年 11 月 1 日

伊勢市長職務執行者 中 北 隆 敏

記

専決第 1 号 伊勢市役所の位置を定める条例ほか 210 件の条例について

専決第 2 号 平成 17 年度伊勢市一般会計暫定予算ほか 13 件の暫定予算について

専決第 3 号 町の区域の設定及び字の名称の変更について

専決第 4 号 指定金融機関の指定

専決第 5 号 伊勢市と三重県との間における議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する事務の委託

専決第 6 号 玉城町と伊勢市との間における消防事務の委託に関する規約について

専決第 7 号 度会町と伊勢市との間における消防事務の委託に関する規約について

専決第 8 号 三重県伊勢志摩地区広域市町村圏協議会への加入について

専決第 9 号 三重県市町村職員退職手当組合への加入について

伊勢市告示第 2 号

市章の制定について

伊勢市章を次のように定めたので告示する。

平成 17 年 11 月 1 日

伊勢市職務執行者 中 北 隆 敏

- 1 伊勢市章を次のように定める。



- 2 市章の説明

「 I S E 」の文字をモチーフに、神宮の森や伊勢平野を包むように広がる青空と清流、そして、豊潤な伊勢湾を緑色と青色で表現し、中央の「 S 」で勢いを表すとともに、循環型のまちづくりを基本理念とした都

市を象徴しています。

3 市章の色

カラー表示は、「S」の部分が（C75、M0、Y95、K0）とし、その他の部分は（C87、M54、Y0、K0）を使用し、モノクロ表示は、用途に応じ別に定める。

伊勢市告示第 3 号

条例の暫定施行について

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 3 条の規定に基づき、下記の条例を合併前の伊勢市の区域に引き続き施行する。

平成 17 年 11 月 1 日

伊勢市長職務執行者 中 北 隆 敏

記

伊勢市職員退隠料退職給与金遺族扶助料支給条例

伊勢市職員退隠料退職給与金遺族扶助料支給条例臨時特例

伊勢市住宅新築資金等貸付事業基金の設置、管理及び処分に関する条例

伊勢市まちなみ保全事業基金の設置、管理及び処分に関する条例

伊勢市住宅新築資金等貸付条例を廃止する条例

伊勢市福祉資金貸付けに関する条例を廃止する条例

伊勢市まちなみ保全条例

上記条例の内容は、掲載を省略します。

伊勢市告示第 4 号

条例の暫定施行について

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 3 条の規定に基づき、下記の条例を合併前の度会郡小俣町の区域に引き続き施行する。

平成 17 年 11 月 1 日

伊勢市長職務執行者 中 北 隆 敏

記

小俣町福祉バス設置及び管理に関する条例

小俣町住宅新築資金等貸付条例を廃止する条例

小俣町自転車等の放置防止に関する条例

小俣町住宅用太陽光発電システム設置補助金に関する条例

上記条例の内容は、掲載を省略します。

伊勢市告示第 5 号

条例の暫定施行について

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 3 条の規定に基づき、下記の条例を合併前の度会郡二見町の区域に引き続き施行する。

平成 17 年 11 月 1 日

伊勢市長職務執行者 中 北 隆 敏

記

二見町の景観・文化を守り、育て、創る条例

上記条例の内容は、掲載を省略します。

伊勢市告示第 6 号

規則の暫定施行について

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 3 条の規定に基づき、下記の規則を合併前の伊勢市の区域に引き続き施行する。

平成 17 年 11 月 1 日

伊勢市長職務執行者 中 北 隆 敏

記

伊勢市住宅新築資金等貸付条例施行規則を廃止する規則

伊勢市福祉資金貸付けに関する条例施行規則を廃止する規則

伊勢市住宅新築資金等貸付事業等徴収事務員に関する規則

伊勢市まちなみ保全条例施行規則

上記規則の内容は、掲載を省略します。

伊勢市告示第7号

規則の暫定施行について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第3条の規定に基づき、下記の規則を合併前の度会郡小俣町の区域に引き続き施行する。

平成17年11月1日

伊勢市長職務執行者 中 北 隆 敏

記

小俣町福祉バス設置及び管理に関する規則

小俣町住宅新築資金等貸付条例施行規則を廃止する規則

小俣町自転車等の放置防止に関する条例施行規則

小俣町住宅用太陽光発電システム設置補助金に関する条例施行規則

小俣町立小、中学校少人数事業等実施規則

上記規則の内容は、掲載を省略します。

伊勢市告示第 8 号

規則の暫定施行について

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 3 条の規定に基づき、下記の規則を合併前の度会郡二見町の区域に引き続き施行する。

平成 17 年 11 月 1 日

伊勢市長職務執行者 中 北 隆 敏

記

二見町の景観・文化を守り、育て、創る条例施行規則

上記規則の内容は、掲載を省略します。

伊勢市告示第9号

規程の暫定施行について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第3条の規定に基づき、下記の規程を合併前の伊勢市の区域に引き続き施行する。

平成17年11月1日

伊勢市長職務執行者 中 北 隆 敏

記

伊勢市職員退隠料退職給与金遺族扶助料支給規程

伊勢市職員退隠料基金運用規程を廃止する規程

上記規程の内容は、掲載を省略します。

伊勢市告示第 10 号

伊勢市と三重県との間における議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する事務の委託に関する規約について

伊勢市と三重県との間における議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する事務の委託について、次のとおり規約を定める。

平成 17 年 11 月 1 日

伊勢市長職務執行者 中 北 隆 敏

記

伊勢市と三重県との間における議会の議員その他非常勤の
職員の公務災害補償等に関する事務の委託に関する規約

(委託事務の範囲)

第1条 伊勢市は議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する事務のうち、次に掲げる事務(以下「委託事務」という。)の執行を三重県に委託する。

- (1) 公務災害補償等認定委員会に関する事務
- (2) 公務災害補償等審査会に関する事務

(執行の方法)

第2条 前条に掲げる委託事務の執行については、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年三重県条例第43号)、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和43年三重県規則第9号)その他委託事務の執行に関する三重県の規程(以下「三重県条例等」という。)の定めるところによるものとする。

(経費の負担及び予算の執行)

第3条 委託事務の執行に要する経費は、伊勢市の負担とし、伊勢市は、これを三重県に交付するものとする。

- 2 前項の経費の額及び交付の時期は、三重県知事が伊勢市長と協議して定める。

第4条 三重県知事は、その委託を受けた事務の執行に係る収入及び支出については、三重県予算に計上し、経理するものとする。

- 2 三重県知事は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第6項の規定により、決算の要領を公表したときは、同時に委託事務に関する収支の明細を伊勢市長に通知するものとする。

(連絡会議)

第5条 委託事務の執行について連絡調整を図るため、必要があると認めるときは、三重県知事と伊勢市長は、連絡会議を開くことができる。

(条例等改正の場合の措置)

第6条 三重県知事は三重県条例等の全部又は一部の改正があった場合においては、直ちに当該三重県条例等を伊勢市長に通知しなければならない。

2 前項の規定による通知があったときは、伊勢市長は、直ちに当該三重県条例等(委託事務の執行に関する三重県の規程を除く。)を公表しなければならない。

附 則

1 この規約は、告示の日から施行し、平成17年11月1日から適用する。

2 伊勢市長は、この規約を告示する際、併せて三重県条例等が伊勢市に適用される旨及び三重県条例等(委託事務の執行に関する三重県の規程を除く。)を公表するものとする。

3 事務の委託の全部又は一部を廃止する場合においては、当該事務の委託の執行に係る収支は、廃止の日をもってこれを打ち切り精算するものとする。

伊勢市告示第 11 号

玉城町と伊勢市との間における消防事務の委託に関する規約について

玉城町と伊勢市との間における消防事務の委託について、次のとおり規約を定める。

平成 17 年 11 月 1 日

伊勢市長職務執行者 中 北 隆 敏

記

玉城町と伊勢市との間における消防事務の委託に関する規約

(委託事務の範囲)

第1条 玉城町(以下「甲」という。)は、消防に関する事務(消防団に関する事務、水利施設の設置、維持及び管理に関する事務並びに水防法に関する事務を除く。以下「委託事務」という。)を伊勢市(以下「乙」という。)に委託する。

(管理及び執行の方法)

第2条 委託事務の管理及び執行については、乙の条例及び規則その他の規程(以下「条例等」という。)の定めるところによるものとする。

(経費の負担及び予算の執行)

第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、甲の負担とし、これを乙に納付するものとする。

2 前項の経費の額及び納付の時期は、乙の長が甲の長と協議して定める。

第4条 乙は、その委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、乙の予算に計上し、経理するものとする。

第5条 委託事務の管理及び執行に伴い徴収する手数料及びその他の収入は、すべて乙の収入とする。

第6条 乙の長は、各年度において、その委託事務の執行に係る予算に残額がある場合においては、これを翌年度における委託事務の管理及び執行に要する経費として繰り越して使用するものとする。この場合においては、乙の長は、繰越金の生じた理由を附記した計算書を当該年度の出納閉鎖後速かに甲の長に送付しなければならない。

(決算の場合の措置)

第7条 乙の長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第5項の規定により、決算の要領を公表したときは、当該決算の委託事務に関する部分を甲の長に通知するものとする。

(連絡会議)

第8条 乙の長は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、甲の長と定期的に連絡会議を開くものとする。ただし、甲の長の申し出がある場合においては、臨時に連絡会議を開くことができる。

(財産の使用)

第9条 消防の用に供する甲の財産で乙が必要と認めるものは、甲及び乙の長が協議のうえ無償で乙が使用できるものとする。

(条例等の制定、改廃の場合の措置)

第10条 乙の長は、委託事務の管理及び執行について適用される条例等を制定又は改廃したときは、直ちに当該条例等を甲の長に通知しなければならない。

2 前項の規定による通知があったときは、甲の長は、直ちに当該条例等を公表しなければならない。

(委任)

第11条 この規約に定めるもののほか、委任事務に関し必要な事項は、甲及び乙の長が協議して定める。

附 則

- 1 この規約は、平成17年11月1日から施行する。
- 2 甲の長は、この規約告示の際、あわせて委託事務に関する乙の条例等が適用される旨及びこれらの条例等を公表するものとする。

伊勢市告示第 12 号

度会町と伊勢市との間における消防事務の委託に関する規約について

度会町と伊勢市との間における消防事務の委託について、次のとおり規約を定める。

平成 17 年 11 月 1 日

伊勢市長職務執行者 中 北 隆 敏

記

度会町と伊勢市との間における消防事務の委託に関する規約

(委託事務の範囲)

第1条 度会町(以下「甲」という。)は、消防に関する事務(消防団に関する事務、水利施設の設置、維持及び管理に関する事務並びに水防法に関する事務を除く。以下「委託事務」という。)を伊勢市(以下「乙」という。)に委託する。

(管理及び執行の方法)

第2条 委託事務の管理及び執行については、乙の条例及び規則その他の規程(以下「条例等」という。)の定めるところによるものとする。

(経費の負担及び予算の執行)

第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、甲の負担とし、これを乙に納付するものとする。

2 前項の経費の額及び納付の時期は、乙の長が甲の長と協議して定める。

第4条 乙は、その委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、乙の予算に計上し、経理するものとする。

第5条 委託事務の管理及び執行に伴い徴収する手数料及びその他の収入は、すべて乙の収入とする。

第6条 乙の長は、各年度において、その委託事務の執行に係る予算に残額がある場合においては、これを翌年度における委託事務の管理及び執行に要する経費として繰り越して使用するものとする。この場合においては、乙の長は、繰越金の生じた理由を附記した計算書を当該年度の出納閉鎖後速かに甲の長に送付しなければならない。

(決算の場合の措置)

第7条 乙の長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第5項の規定により、決算の要領を公表したときは、当該決算の委託事務に関する部分を甲の長に通知するものとする。

(連絡会議)

第 8 条 乙の長は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、甲の長と定期的に連絡会議を開くものとする。ただし、甲の長の申し出がある場合においては、臨時に連絡会議を開くことができる。

(財産の使用)

第 9 条 消防の用に供する甲の財産で乙が必要と認めるものは、甲及び乙の長が協議のうえ無償で乙が使用できるものとする。

(条例等の制定、改廃の場合の措置)

第 10 条 乙の長は、委託事務の管理及び執行について適用される条例等を制定又は改廃したときは、直ちに当該条例等を甲の長に通知しなければならない。

2 前項の規定による通知があったときは、甲の長は、直ちに当該条例等を公表しなければならない。

(委任)

第 11 条 この規約に定めるもののほか、委任事務に関し必要な事項は、甲及び乙の長が協議して定める。

附 則

1 この規約は、平成 17 年 11 月 1 日から施行する。

2 甲の長は、この規約告示の際、あわせて委託事務に関する乙の条例等が適用される旨及びこれらの条例等を公表するものとする。

伊勢市告示第 13 号

三重県伊勢志摩地区広域市町村圏協議会への加入について

伊勢市は、平成 17 年 11 月 1 日から三重県伊勢志摩地区広域市町村圏協議会に加入した。

なお、同組合の規約は、次のとおりである。

平成 17 年 11 月 1 日

伊勢市長職務執行者 中 北 隆 敏

三重県伊勢志摩地区広域市町村圏協議会規約

第1章 総則

(協議会の目的)

第1条 この協議会は、三重県伊勢志摩地区の広域市町村圏計画の策定および実施の連絡調整をはかることを目的とする。

(協議会の名称)

第2条 この協議会は、三重県伊勢志摩地区広域市町村圏協議会(以下「協議会」という。)という。

(協議会を設ける市町)

第3条 協議会は、次に掲げる市町(以下「関係市町」という。)が、これを設ける。

- (1) 伊勢市
- (2) 鳥羽市
- (3) 志摩市
- (4) 玉城町
- (5) 度会町
- (6) 南伊勢町

(協議会の担任する事務)

第4条 協議会は、次に掲げる事務を管理し、および執行する。

- (1) 広域市町村圏計画の策定に関する事務
- (2) 広域市町村圏計画の実施の連絡調整に関する事務

(協議会の事務所)

第5条 協議会の事務所は、伊勢市岩淵1丁目7番29号伊勢市役所内に置く。

第2章 協議会の組織

(組織)

第6条 協議会は、会長および委員5人をもつて組織する。

(会長)

第7条 会長は、関係市町長が協議して定めた市町長をもつてこれに充てる。

2 会長の任期は、3年とする。ただし、補欠の会長の任期は、前任者の残任期間とする。

3 会長は、非常勤とする。

(会長の職務代理)

第8条 会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定した委員が会長の職務を代理する。

(委員)

第9条 委員は、関係市町長(会長である関係市町長を除く。)をもつて、これに充てる。

2 委員は、非常勤とする。

(職員)

第10条 協議会の担任する事務に従事する職員(以下「職員」という。)の定数および身分の取扱いについては、関係市町長が協議によりこれを定める。

(職員の職務)

第11条 会長は、職員の中から主任者(以下「事務局長」という。)を定めなければならない。

2 事務局長は、会長の命を受け協議会の事務を掌理する。

3 職員は、上司の指揮を受け協議会の事務に従事する。

(事務処理のための組織)

第12条 会長は、協議会の会議を経て事務を処理するために必要な組織を設けることができる。

第3章 協議会の会議

(協議会の会議)

第13条 協議会の会議は、協議会の事務の管理および執行に関する基本的な事項を決定する。

(会議の招集)

第14条 協議会の会議は、会長がこれを招集する。

2 委員2人以上の者から会議の招集の請求があるときは、会長はこれを招集しなければならない。

3 会議開催の場所および日時は、会議に付議すべき事件とともに会長が予めこれを委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第15条 協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければこれを開くことができない。

2 会長は、協議会の会議の議長となる。

3 協議会の会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、協議会の会議で決める。

(幹事会)

第16条 協議会の事務の管理および執行に関する基本的な事項以外の事項で協議会の会議で定めるものを処理するため、幹事会を置く。

2 幹事会は、関係市町の企画主管課長をもつてこれを組織する。

3 幹事会の議事その他幹事会の運営に関し必要な事項は会長が定める。

(関係機関の協力)

第17条 第1条の目的を達成するために各関係機関の協力を求めることができる。

第4章 協議会の財務

(経費の支弁の方法)

第 18 条 協議会の事務の管理および執行に要する費用は、関係市町が負担し、負担割合は人口割 70 パーセント、平等割 30 パーセントとする。

2 前項の規定により、関係市町が負担すべき額は、関係市町長が遅くとも年度開始前 20 日までにその協議により決定しなければならない。

3 関係市町は、第 1 項に規定する負担金を、年度開始後直ちに協議会に交付しなければならない。

(予算)

第 19 条 協議会の予算は、前条第 3 項の規定により交付される負担金および補助金その他の収入をその歳入とし、協議会の事務の管理および執行に要するすべての経費をその歳出とするものとする。

(予算の調製等)

第 20 条 会長は、毎会計年度予算を調製し、年度開始前に協議会の会議を経なければならない。

2 協議会の会計年度は、地方公共団体の会計年度による。

3 第 1 項の規定により予算が協議会の会議を経たときは、会長は、当該予算の写をすみやかに関係市町長に送付しなければならない。この場合においては、会長は、当該予算の実施計画、当該年度の事業計画その他財政計画の参考となるべき事項に関する書類をこれに添えなければならない。

(補正予算)

第 21 条 会長は、協議会に係る既定の予算に追加その他の変更を加える必要があると認めるときは、すみやかに会議を経て、その決定をし、関係市町にこれを通知しなければならない。

2 前項の規定により協議会に係る既定の予算に追加その他の変更を加えることを決定したときは、前 3 条の規定の例により、これを行なうものとする。この場合において、第 18 条第 2 項中「前項の規定により」と

あるのは「協議会にかかる既定予算の補正のため」、「遅くとも年度開始前 20 日までに」とあるのは「すみやかに」、同条第 3 項中「年度開始後直ちに」とあるのは「直ちに」、第 20 条第 1 項中「毎会計年度予算を調製し、年度開始前に」とあるのは「補正予算を調製し、すみやかに」とそれぞれ読み替えるものとする。

(出納および現金の保管)

第 22 条 協議会の出納は、会長が行なう。

2 協議会に属する現金は、会長が協議会の会議を経て定める銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

(協議会出納員)

第 23 条 会長は、職員のうちから協議会出納員を命ずることができる。

2 協議会出納員は、会長の命を受けて協議会の出納その他の会計事務をつかさどる。

3 会長は、その事務の一部を協議会出納員に委任することができる。

(決算等)

第 24 条 会長は、毎会計年度終了後 2 月以内に協議会の決算を作成し、協議会の会議の認定を経なければならない。

2 前項の規定により決算が協議会の会議の認定を経たときは、会長は、当該決算の写をすみやかに関係市町長に送付しなければならない。この場合においては、会長は、当該年度の事業報告書その他必要な書類をこれに添えなければならない。

(契約)

第 25 条 協議会の予算の執行に伴う契約締結については、協議会が定めるところによる。

(その他の財務に関する事項)

第 26 条 この規約に特別の定めがあるもののほか、協議会の財務について

は、地方自治法に定める普通地方公共団体の財務に関する手続の例による。

第5章 補則

(事務処理の状況の報告等)

第27条 協議会は、毎会計年度少なくとも2回以上、協議会が管理し、および執行した事務の処理の状況を記載した書類を、関係市町長に提出するものとする。

(出納の監査)

第28条 関係市町長が協議して定める市町の監査委員は、協議会の出納を監査することができる。この場合において、監査委員は監査の結果を、関係市町長に報告しなければならない。

(費用弁償等)

第29条 会長、委員および職員は、その職務を行なうために要する費用の弁償等を受けることができる。

2 前項の費用弁償等の額および支給方法は、規程で定める。

(協議会解散の場合の措置)

第30条 協議会が解散した場合には、関係市町が協議によりその事務を継承する。この場合においては、協議会の収支は、解散の日をもって打切り、会長であつたものが決算する。

(協議会の規程)

第31条 協議会は、その会議を経て、この規約に定めるものを除くほか、協議会の担任する事務の管理および執行その他協議会について必要な規程を設けることができる。

2 前項の規定のうち公表を要するものがあるときは、会長は、直ちに関係市町長に当該規程を送付し、これを公表することを求めることができる。

附 則

- 1 この規約は、告示の日から施行する。
- 2 協議会が設けられた年度の予算については、第 18 条第 2 項中「遅くとも年度開始前 20 日まで」とあるのは「すみやかに」、同条第 3 項中「年度開始後直ちに」とあるのは「直ちに」、第 20 条第 1 項中「年度開始前に」とあるのは「すみやかに」とそれぞれ読み替えるものとする。

附 則

この規約は、平成 16 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 17 年 11 月 1 日から施行する。

伊勢市告示第 14 号

三重県市町村職員退職手当組合への加入について

伊勢市は、平成 17 年 11 月 1 日から三重県市町村職員退職手当組合に加入した。

なお、同組合の規約は、次のとおりである。

平成 17 年 11 月 1 日

伊勢市長職務執行者 中 北 隆 敏

三重県市町村職員退職手当組合格約

昭和 37 年 11 月 1 日 地第 2529 号許可

第 1 章 総 則

(組合の名称)

第 1 条 この組合は、三重県市町村職員退職手当組合（以下「組合」という。）という。

(組合を組織する地方公共団体)

第 2 条 この組合は、別表第一に掲げる地方公共団体（以下「組合市町村」という。）をもって組織する。

(組合の共同処理する事務)

第 3 条 この組合は、組合市町村の常勤の職員に対する退職手当の支給に関する事務を共同処理する。

(組合の事務所の位置)

第 4 条 この組合の事務所は、津市に置く。

第 2 章 組合の議会

(組合の議員の定数及び選挙の方法)

第 5 条 組合の議会の議員（以下「組合の議員」という。）の定数は二十六人とし、別表第二に定めるところにより当該区域内の組合市町村の長及び議会議長が夫々互選する。

(任期)

第 6 条 組合の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 組合の議員が組合市町村の長及び議会議長の職を失ったときは、前項の規定にかかわらず、組合の議員の職を失う。

(補欠選挙)

第 7 条 組合の議員に欠員が生じたときは、三月以内に補欠選挙を行わな

ければならない。

(議決権の停止)

第 8 条 第十条第二項の規定により組合の議員である組合市町村の長が組合長又は副組合長に選挙されたときは、組合の議会の議決に加わることができない。

(議長及び副議長)

第 9 条 組合の議会に議長及び副議長一人をおく。

2 議長及び副議長は組合の議員のうちから、組合の議会において選挙する。

第 3 章 組合の執行機関

(組合長及び副組合長)

第 10 条 組合に組合長及び副組合長 1 人を置く。

2 組合長及び副組合長は、組合市町村の長のうちから組合の議会において選挙する。

3 組合長及び副組合長の任期は、2 年とする。

4 組合長に事故があるとき、又は欠けたときは、副組合長が組合長の職務を代理する。

5 組合長及び副組合長ともに事故があるとき、又は欠けたときは、事務局長がその職務を代理する。

6 組合長又は副組合長が組合市町村の長の職を失ったときは、第 3 項の規定にかかわらず、組合長又は副組合長の職を失う。

(吏員その他の職員)

第 11 条 組合に事務局長その他の職員を置き、組合長が任免する。

(監査委員)

第 12 条 組合に監査委員 2 人を置く。

2 監査委員は、組合の議員及び識見を有する者の中から、それぞれ 1

人を組合長が組合の議会の同意を得て選任する。

3 監査委員の任期は、議員のうちから選任される者にあつては議員の任期とし、識見を有する者のうちから選任される者にあつては4年とする。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

4 監査委員には、報酬を支給しない。

第4章 経費の支弁方法

(経費支弁の方法)

第13条 組合の経費は、次の各号の収入をもって充てる。

- (1) 組合市町村の負担金及び特別負担金
- (2) 組合の資産から生ずる収入
- (3) その他の収入

(組合市町村の負担金)

第14条 組合市町村は、組合が、組合市町村の職員に対し、退職手当を支給するために要する費用に充てるため、毎月、職員の給料月額に、条例で定める率を乗じて得た金額を負担しなければならない。

2 削除

(特別負担金)

第15条 整理による退職手当等特別の退職手当を受ける職員の属する組合市町村は、条例の定めるところにより、その支給に要する経費の一部を特別負担金として負担しなければならない。

(組合脱退等)

第16条 組合市町村が組合から脱退する場合には、当該組合市町村が組合に納付した負担金額の100分の95に相当する額から、脱退するまでに支払った退職手当の額を差引いた額を当該組合市町村に返還するものとし、若し、超過する場合には、その超過額を当該組合市町村が

ら組合に納付しなければならない。ただし、地方公共団体の廃置分合又は解散にともない、組合市町村が組合から脱退する場合において、当該組合市町村の職員であった者が引続き組合市町村（組合市町村になろうとする地方公共団体を含む。）の職員となるときは、この限りでない。

附 則

- 1 この規約は、組合設立について三重県知事の許可の日から施行する。
- 2 第3条に規定する事務のうち、桑名市の常勤の職員の退職手当の支給に関する事務については、当分の間、平成16年12月5日現在において、多度町又は長島町の常勤の職員であった者の退職手当の支給に関する事務に限るものとする。
- 3 第3条に規定する事務のうち、伊勢市の常勤の職員の退職手当の支給に関する事務については、当分の間、平成17年10月31日現在において、二見町、小俣町又は御園村の常勤の職員であった者の退職手当の支給に関する事務に限るものとする。

附 則（昭和38年2月8日一部改正）

この規約は、組合規約の改正について三重県知事の許可の日から施行する。

附 則（昭和38年9月9日一部改正）

この規約は、組合規約の改正について三重県知事の許可の日から施行する。

附 則（昭和43年8月16日一部改正）

この規約は、組合規約の改正について三重県知事の許可の日から施行する。

附 則（昭和45年12月7日一部改正）

- 1 この規約は、三重県知事の許可の日から施行し、別表第1の改正については昭和45年8月1日から適用する。

2 第5条の規定は、この規約の施行の日に在職する組合議員の任期満了による選挙から適用し、この間に行われる選挙等はなお改正前の規約による。

附 則（昭和48年6月30日一部改正）

この規約は、三重県知事の許可の日から施行する。

附 則（昭和51年4月1日一部改正）

この規約は、三重県知事の許可の日から施行する。

附 則（昭和52年1月5日一部改正）

この規約は、三重県知事の許可の日から施行し、改正後の三重県市町村職員退職手当組規約は、昭和52年1月15日から適用する。

附 則（昭和53年10月28日一部改正）

この規約は、三重県知事の許可の日から施行する。

附 則（昭和61年3月1日一部改正）

この規約は、三重県知事の許可の日から施行する。ただし、紀南農業共済事務組合にかかる部分は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則（昭和62年3月16日一部改正）

この規約は、三重県知事の許可の日から施行する。

附 則（昭和63年3月25日一部改正）

この規約は、三重県知事の許可の日から施行する。

附 則（平成2年4月17日一部改正）

この規約は、三重県知事の許可の日から施行する。

附 則（平成3年4月11日一部改正）

この規約は、三重県知事の許可の日から施行する。

附 則（平成4年4月1日一部改正）

1 この規約は、三重県知事の許可の日から施行する。

2 この規約の施行の際現に在職する学識経験を有する者のうちから選任

された監査委員は、その任期が満了するまでの間、改正後の三重県市町村職員退職手当組合同規約第 12 条第 2 項の規定により識見する者のうちから選任された監査委員とみなす。

- 3 この規約の施行の際現に在職する監査委員の任期は、改正後の三重県市町村職員退職手当組合同第 12 条第 3 項の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則（平成 5 年 5 月 12 日一部改正）

この規約は、三重県知事の許可の日から施行する。

附 則（平成 7 年 4 月 20 日一部改正）

この規約は、三重県知事の許可の日から施行する。

附 則（平成 8 年 10 月 18 日一部改正）

この規約は、三重県知事の許可の日から施行する。

附 則（平成 11 年 3 月 12 日一部改正）

この規約は、三重県知事の許可の日から施行する。

附 則（平成 12 年 2 月 18 日一部改正）

- 1 この規約は、三重県知事の許可の日から施行し、平成 11 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。

- | | |
|------------------|------------------|
| (1) 朝明広域衛生組合 | 平成 10 年 10 月 1 日 |
| (2) 香肌奥伊勢資源化広域連合 | 平成 10 年 9 月 1 日 |
| (3) 一志地区広域連合 | 平成 11 年 4 月 1 日 |
| (4) 松阪地方介護広域連合 | 平成 11 年 4 月 1 日 |
| (5) 鳥羽志勢広域連合 | 平成 11 年 4 月 1 日 |
| (6) 紀北広域連合 | 平成 11 年 4 月 1 日 |
| (7) 度会広域連合 | 平成 11 年 6 月 1 日 |

(8) 桑名・員弁広域連合 平成 11 年 7 月 1 日

附 則 (平成 13 年 3 月 14 日一部改正)

この規約は、三重県知事の許可の日から施行し、平成 12 年 4 月 1 日から適用する。ただし、「伊賀地区町村社会福祉施設組合」にかかる規定については、平成 12 年 1 月 26 日から適用する。

附 則 (平成 14 年 4 月 15 日一部改正)

この規約は、三重県知事の許可の日から施行し、平成 13 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 15 年 1 月 30 日一部改正)

この規約は、三重県知事の許可の日から施行する。

附 則 (平成 15 年 12 月 8 日一部改正)

この規約は、三重県知事の許可の日から施行し、改正後の第 16 条の規定は、平成 15 年 11 月 30 日から適用する。

附 則 (平成 15 年 12 月 22 日一部改正)

この規約は、三重県知事の許可の日から施行し、改正後の別表第 1 の規定は、平成 15 年 12 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 16 年 9 月 30 日一部改正)

この規約は、三重県知事の許可の日から施行し、改正後の別表第 2 の規定は、施行日以後、最初の選挙から適用する。

附 則 (平成 16 年 10 月 1 日一部改正)

この規約は、三重県知事の許可の日から施行する。ただし、改正後の別表第一の規定は、平成 16 年 10 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 16 年 11 月 1 日一部改正)

この規約は、三重県知事の許可の日から施行する。

附 則 (平成 16 年 12 月 6 日一部改正)

この規約は、三重県知事の許可の日から施行する。

附 則（平成 17 年 1 月 1 日一部改正）

この規約は、三重県知事の許可の日から施行する。

附 則（平成 17 年 1 月 11 日一部改正）

この規約は、三重県知事の許可の日から施行する。

附 則（平成 17 年 2 月 7 日一部改正）

この規約は、三重県知事の許可の日から施行する。

附 則（平成 17 年 2 月 14 日一部改正）

この規約は、三重県知事の許可の日から施行する。ただし、「三重県飯南郡多気郡町村老人福祉施設組合」を「宮川福祉施設組合」に改める部分については、平成 17 年 1 月 1 日から適用する。

附 則（平成 17 年 3 月 31 日一部改正）

この規約は、三重県知事の許可の日から施行する。ただし、改正後の附則第二項の規定は、平成 16 年 12 月 6 日から適用する

附 則（平成 17 年 4 月 1 日一部改正）

この規約は、三重県知事の許可の日から施行する。

附 則（平成 17 年 10 月 1 日一部改正）

この規約は、三重県知事の許可の日から施行する。

附 則（平成 17 年 10 月 11 日一部改正）

この規約は、三重県知事の許可の日から施行する。

附 則（平成 17 年 11 月 1 日一部改正）

この規約は、三重県知事の許可の日から施行する。

別表第 1

伊勢市 桑名市 久居市 いなべ市 志摩市
桑名郡 木曾岬町
員弁郡 東員町
三重郡 菰野町 朝日町 川越町
安芸郡 河芸町 芸濃町 安濃町 美里村
一志郡 白山町 一志町 香良洲町 美杉村
多気郡 多気町 明和町 大台町 勢和村 宮川村
度会郡 玉城町 度会町 大紀町 南伊勢町
北牟婁郡 海山町
南牟婁郡 紀宝町 御浜町 鵜殿村
市町村の一部事務組合及び広域連合
三重県三重郡老人福祉施設組合
朝日町川越町組合立環境クリーンセンター
一志社会福祉施設組合
宮川福祉施設組合
削除
多気郡大台町、度会郡大紀町中学校組合
奥伊勢広域行政組合
度会郡町村老人福祉施設組合
菊狭間環境整備施設組合
志摩広域行政組合
志摩広域消防組合
三重紀北消防組合
紀宝町鵜殿村中学校組合
南牟婁清掃施設組合

紀南社会福祉施設組合
紀南特別養護老人ホーム組合
紀南病院組合
久居市ほか六箇町村競艇事業組合
久居地区広域衛生施設組合
久居地区広域消防組合
尾鷲地区広域行政事務組合
紀宝町鵜殿村水道企業団
津市ほか四箇町村衛生施設利用組合
松阪飯多農業共済事務組合
安芸美地区清掃処理施設利用組合
三重県自治会館組合
朝明広域衛生組合
削除
紀勢地区広域消防組合
香肌奥伊勢資源化広域連合
一志地区広域連合
鳥羽志勢広域連合
紀北広域連合
度会広域連合
桑名・員弁広域連合
中勢農業共済事務組合
伊勢地域農業共済事務組合
東紀州農業共済事務組合
荷坂やすらぎ苑組合
伊勢広域環境組合

伊賀市・名張市広域行政事務組合

別表第 2

選挙区	議員定数		選挙区の範囲
	市町村長選 出議員	市町村議会 議長選出議 員	
第 1 区	3	3	桑名市、いなべ市、桑名 郡、員弁郡、三重郡管内 組合町村
第 2 区	3	3	安芸郡、一志郡管内組 合町村
第 3 区	2	2	多気郡管内組合町村
第 4 区	3	3	志摩市、度会郡管内組 合町村
第 5 区	2	2	北牟婁郡、南牟婁郡管 内組合町村
第 6 区	1	1	久居市

伊勢市告示第 15 号

町及び支所の並べ順について

町及び支所の並べ順は次のとおりとする。

伊勢市長職務執行者 中 北 隆 敏

記

本庁管内	宇治館町 宇治今在家町 宇治中之切町 宇治浦田町 宇治浦田 1 丁目 宇治浦田 2 丁目 宇治浦田 3 丁目 桜木町 中之町 中村町(桜が丘) 古市町 久世戸町 倭町 尾上町 岡本町 岡本 1 丁目
------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

岡本 2 丁目

岡本 3 丁目

岩淵町

岩淵 1 丁目

岩淵 2 丁目

岩淵 3 丁目

吹上 1 丁目

吹上 2 丁目

河崎 1 丁目

河崎 2 丁目

河崎 3 丁目

船江 1 丁目

船江 2 丁目

船江 3 丁目

船江 4 丁目

豊川町

本町

宮後町

宮後 1 丁目

宮後 2 丁目

宮後 3 丁目

一之木 1 丁目

一之木 2 丁目

一之木 3 丁目

一之木 4 丁目

一之木 5 丁目

一志町
八日市場町
大世古 1 丁目
大世古 2 丁目
大世古 3 丁目
大世古 4 丁目
曾禰 1 丁目
曾禰 2 丁目
宮町 1 丁目
宮町 2 丁目
常磐町
常磐 1 丁目
常磐 2 丁目
常磐 3 丁目
浦口町
浦口 1 丁目
浦口 2 丁目
浦口 3 丁目
浦口 4 丁目
二俣町
二俣 1 丁目
二俣 2 丁目
二俣 3 丁目
二俣 4 丁目
辻久留町
辻久留 1 丁目

	辻久留 2 丁目 辻久留 3 丁目 中島 1 丁目 中島 2 丁目 宮川 1 丁目 宮川 2 丁目	
支所管内	神社支所	神社港 竹ヶ鼻町 小木町 馬瀬町 下野町
	大湊支所	大湊町
	浜郷支所	神田久志本町 神久 1 丁目 神久 2 丁目 神久 3 丁目 神久 4 丁目 神久 5 丁目 神久 6 丁目 黒瀬町 通町 一色町 田尻町

	宮本支所	勢田町 藤里町 旭町 前山町 大倉町 佐八町 津村町
	豊浜支所	西豊浜町 植山町 磯町 東豊浜町 檜原町
	北浜支所	有滝町 村松町 東大淀町 柏町 野村町
	城田支所	上地町 粟野町 中須町 川端町

	四郷支所	中村町 (桜が丘を除く) 楠部町 一字田町 朝熊町 鹿海町
	沼木支所	上野町 円座町 神菌町 横輪町 矢持町
総合支所管内	二見総合支所	二見町松下 二見町江 二見町三津 二見町山田原 二見町溝口 二見町荘 二見町西 二見町今一色

	小俣総合支所	小俣町明野 小俣町相合 小俣町新村 小俣町湯田 小俣町元町 小俣町本町 小俣町宮前
	御菌総合支所	御菌町高向 御菌町長屋 御菌町王中島 御菌町新開 御菌町上條 御菌町小林

(参考)

本庁管内	<small>うじたちちょう</small> 宇治館町 <small>うじいまざいけちょう</small> 宇治今在家町 <small>うじなかのきりちょう</small> 宇治中之切町 <small>うじうらたちょう</small> 宇治浦田町 <small>うじうらたいっちょうめ</small> 宇治浦田1丁目 <small>うじうらたにちょうめ</small> 宇治浦田2丁目 <small>うじうらたさんちょうめ</small> 宇治浦田3丁目 <small>さくらぎちょう</small> 桜木町 <small>なかのちょう</small> 中之町
------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	ふるいちちよう 古市町 くせどちよう 久世戸町 やまとまち 倭町 おのえちよう 尾上町 おかもとちよう 岡本町 おかもといちちようめ 岡本1丁目 おかもとにちようめ 岡本2丁目 おかもとさんちようめ 岡本3丁目 いわぶちちよう 岩淵町 いわぶちいちちようめ 岩淵1丁目 いわぶちにちようめ 岩淵2丁目 いわぶちさんちようめ 岩淵3丁目 ふきあげいちちようめ 吹上1丁目 ふきあげにちようめ 吹上2丁目 かわさきいちちようめ 河崎1丁目 かわさきにちようめ 河崎2丁目 かわさきさんちようめ 河崎3丁目 ふなえいちちようめ 船江1丁目 ふなえにちようめ 船江2丁目 ふなえさんちようめ 船江3丁目 ふなえよんちようめ 船江4丁目 とよかわちよう 豊川町 ほんまち 本町 みやじりちよう 宮後町 みやじりいちちようめ 宮後1丁目 みやじりにちようめ 宮後2丁目
--	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>みやじりさんちょうめ 宮後3丁目</p> <p>いちのきいっちょうめ 一之木1丁目</p> <p>いちのきにちょうめ 一之木2丁目</p> <p>いちのきさんちょうめ 一之木3丁目</p> <p>いちのきよんちょうめ 一之木4丁目</p> <p>いちのきごちょうめ 一之木5丁目</p> <p>いちしちょう 一志町</p> <p>ようかいちばちょう 八日市場町</p> <p>おおぜこいっちょうめ 大世古1丁目</p> <p>おおぜこにちょうめ 大世古2丁目</p> <p>おおぜこさんちょうめ 大世古3丁目</p> <p>おおぜこよんちょうめ 大世古4丁目</p> <p>そねいっちょうめ 曾禰1丁目</p> <p>そねにちょうめ 曾禰2丁目</p> <p>みやまちいっちょうめ 宮町1丁目</p> <p>みやまちにちょうめ 宮町2丁目</p> <p>ときわちょう 常磐町</p> <p>ときわいっちょうめ 常磐1丁目</p> <p>ときわにちょうめ 常磐2丁目</p> <p>ときわさんちょうめ 常磐3丁目</p> <p>うらくちちょう 浦口町</p> <p>うらくちいっちょうめ 浦口1丁目</p> <p>うらくちにちょうめ 浦口2丁目</p> <p>うらくちさんちょうめ 浦口3丁目</p> <p>うらくちよんちょうめ 浦口4丁目</p> <p>ふたまたちょう 二俣町</p>

	ふたまたいっちょうめ 二俣 1 丁目 ふたまたにちょうめ 二俣 2 丁目 ふたまたさんちょうめ 二俣 3 丁目 ふたまたよんちょうめ 二俣 4 丁目 つじく る ちょう 辻久留 町 つじく る いっちょうめ 辻久留 1 丁目 つじく る にちょうめ 辻久留 2 丁目 つじく る さんちょうめ 辻久留 3 丁目 なかじまいっちょうめ 中島 1 丁目 なかじまにちょうめ 中島 2 丁目 みやがわいっちょうめ 宮川 1 丁目 みやがわにちょうめ 宮川 2 丁目	
支所管内	神社支所	かみやしろこう 神 社 港 たけがはなちょう 竹ヶ鼻 町 こうぎちょう 小 木 町 まぜちょう 馬瀬 町 しものちょう 下 野 町
	大湊支所	おおみなとちょう 大 湊 町

	<p>浜郷支所</p>	<p>こうだくじもとちよう 神田久志本町</p> <p>じんきゅういっちようめ 神久1丁目</p> <p>じんきゅうにちようめ 神久2丁目</p> <p>じんきゅうさんちようめ 神久3丁目</p> <p>じんきゅうよんちようめ 神久4丁目</p> <p>じんきゅうごちようめ 神久5丁目</p> <p>じんきゅうろくちようめ 神久6丁目</p> <p>くろせちよう 黒瀬町</p> <p>どおりちよう 通町</p> <p>いっしきちよう 一色町</p> <p>たじりちよう 田尻町</p>
	<p>宮本支所</p>	<p>せいたちよう 勢田町</p> <p>ふじさとちよう 藤里町</p> <p>あさひちよう 旭町</p> <p>まえやまちよう 前山町</p> <p>おおくらちよう 大倉町</p> <p>そうちちよう 佐八町</p> <p>つむらちよう 津村町</p>
	<p>豊浜支所</p>	<p>にしとよはまちよう 西豊浜町</p> <p>うえやまちよう 植山町</p> <p>いそちよう 磯町</p> <p>ひがしとよはまちよう 東豊浜町</p> <p>かしわらちよう 榎原町</p>

	北浜支所	<small>ありたきちょう</small> 有滝町 <small>むらまつちょう</small> 村松町 <small>ひがしおいずちょう</small> 東大淀町 <small>かしわちょう</small> 柏町 <small>のむらちょう</small> 野村町
	城田支所	<small>うえじちょう</small> 上地町 <small>あわのちょう</small> 粟野町 <small>なかずちょう</small> 中須町 <small>かわばたちょう</small> 川端町
	四郷支所	<small>なかむらちょう</small> 中村町 <small>くすべちょう</small> 楠部町 <small>いちうだちょう</small> 一宇田町 <small>あさまちょう</small> 朝熊町 <small>かのみちょう</small> 鹿海町
	沼木支所	<small>うえのちょう</small> 上野町 <small>えんざちょう</small> 円座町 <small>かみそのちょう</small> 神園町 <small>よこわちょう</small> 横輪町 <small>やもちちょう</small> 矢持町

総合支所館内	二見総合支所	<small>ふたみちようまつした</small> 二見町松下 <small>ふたみちようえ</small> 二見町江 <small>ふたみちようみつ</small> 二見町三津 <small>ふたみちようやまだはら</small> 二見町山田原 <small>ふたみちようみぞくち</small> 二見町溝口 <small>ふたみちようしょう</small> 二見町荘 <small>ふたみちようにし</small> 二見町西 <small>ふたみちよういまいつしき</small> 二見町今一色 <small>ふたみちようひかり</small> <small>まち</small> 二見町光の街
	小俣総合支所	<small>おばちようあけの</small> 小俣町明野 <small>おばちようそうごう</small> 小俣町相合 <small>おばちようしむら</small> 小俣町新村 <small>おばちようゆた</small> 小俣町湯田 <small>おばちようもとまち</small> 小俣町元町 <small>おばちようほんまち</small> 小俣町本町 <small>おばちようみやまえ</small> 小俣町宮前
	御菌総合支所	<small>みそのちようたかぶく</small> 御菌町高向 <small>みそのちようながや</small> 御菌町長屋 <small>みそのちようおうなかじま</small> 御菌町王中島 <small>みそのちようしんがい</small> 御菌町新開 <small>みそのちようかみじょう</small> 御菌町上條 <small>みそのちようおはやし</small> 御菌町小林

伊勢市告示第 16 号

伊勢市指定金融機関の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 235 条第 2 項の規定により、伊勢市指定金融機関を次のとおり指定する。

平成 17 年 11 月 1 日

伊勢市職務執行者 中 北 隆 敏

- 1 指定金融機関の名称
株式会社百五銀行
- 2 取扱事務の範囲
伊勢市の公金の収納及び支払
- 3 指定日
平成 17 年 11 月 1 日

伊勢市告示第 17 号

伊勢市収納代理金融機関の指定について

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 168 条第 4 項の規定により、伊勢市収納代理金融機関を次のとおり指定する。

平成 17 年 11 月 1 日

伊勢市職務執行者 中 北 隆 敏

1 収納代理金融機関の名称

株式会社みずほ銀行

株式会社UFJ銀行

株式会社三重銀行

株式会社中京銀行

株式会社第三銀行

三重信用金庫

東海労働金庫

伊勢農業協同組合

三重県信用漁業協同組合連合会

2 取扱事務の範囲

伊勢市公金の収納事務

3 指定日

平成 17 年 11 月 1 日

伊勢市告示第 18 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、農業集落排水事業使用料の収納に関する業務の一部を次のとおり委託するので、同条第 2 項の規定により告示します。

平成 17 年 11 月 1 日

伊勢市長職務執行者 中 北 隆 敏

1 収納に関する事務の委託をする者

所在地	名称
東京都千代田区二番町 8 番地 8	株式会社セブン・イレブン・ジャパン
大阪府吹田市豊津町 9 番 1 号	株式会社ローソン
東京都豊島区東池袋 4 丁目 26 番 10 号	株式会社ファミリーマート
東京都千代田区岩本町 3 丁目 10 番 1 号	株式会社デイリーヤマザキ
東京都江東区塩浜 2 丁目 20 番 1 号	株式会社サークルKサンクス
東京都千代田区神田錦町 1 丁目 1 番地	ミニストップ株式会社
茨城県つくば市真瀬 1513 番地 64	株式会社ホットスーパーコンビニエンスネットワークス
神奈川県横浜市中区日本大通 17 番地	株式会社スリーエフ
東京都千代田区一番町 13 番地 1 新半蔵門ビル	株式会社エーエム・ピーエムジャパン
東京都中央区日本橋 1 丁目 1 番 1 号	国分グロースーズチェーン株式会社
東京都杉並区上荻 2 丁目 37-12	株式会社ポプラ

札幌市中央区南 9 条西 5 丁目 421 番地	株式会社セイコーマート
群馬県伊勢崎市富塚町 459 番地	株式会社セーブオン
愛知県名古屋市中区栄 1 丁目 7 番 34 号	株式会社ココストア
熊本市流通団地 2 丁目 11 番地	株式会社エブリワン
大阪府大阪市北区梅田 3 丁目 2 番 14 号	株式会社ジェイアール西日本デイリーサービスネット

2 委託期間

平成 17 年 11 月 1 日から平成 18 年 3 月 31 日まで

伊勢市告示第 19 号

市道路線変更について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 2 項の規定により、次のように市道の路線を変更しました。

平成 17 年 11 月 1 日

伊勢市長職務執行者 中 北 隆 敏

整理 番号	旧新 別	路 線 名	起 点	重要な経過地
			終 点	
1	旧	村道 2 号線	長屋字万條 105 番 1 地先	
			高向字下千田 524 番地先	
1	新	御園 2 号線	御園町長屋字万條 105 番 1 地先	
			御園町高向字下千田 524 番地先	
2	旧	村道 3 号線	長屋字稲場 2241 番 2 地先	
			長屋字吉祥 314 番地先	
2	新	御園 3 号線	御園町長屋字稲場 2241 番 2 地先	
			御園町長屋字吉祥 314 番地先	
3	旧	村道 4 号線	長屋字清水 462 番地先	
			長屋字喜佐野 714 番 1 地先	
3	新	御園 4 号線	御園町長屋字清水 462 番地先	
			御園町長屋字喜佐野 714 番 1 地先	
4	旧	村道 5 号線	長屋字桜本 2200 番地先	
			長屋字溝畑 2110 番 1 地先	
4	新	御園 5 号線	御園町長屋字桜本 2200 番地先	
			御園町長屋字溝畑 2110 番 1 地先	

整理 番号	旧新 別	路 線 名	起 点	重要な経過地
			終 点	
5	旧	村道 6 号線	上條字柳原 1642 番地先	
			王中島字船原 1 番 4 地先	
	新	御菌 6 号線	御菌町上條字柳原 1642 番地先	
			御菌町王中島字船原 1 番 4 地先	
6	旧	村道 7 号線	小林字東川岸 1612 番地先	
			長屋字東浦 1287 番地先	
	新	御菌 7 号線	御菌町小林字東川岸 1612 番地先	
			御菌町長屋字東浦 1287 番地先	
7	旧	村道 8 号線	新開字久保田 873 番地先	
			新開字藤後 17 番地先	
	新	御菌 8 号線	御菌町新開字久保田 873 番地先	
			御菌町新開字藤後 17 番地先	
8	旧	村道 9 号線	新開字沖田 842 番地先	
			新開字沖田 861 番 1 地先	
	新	御菌 9 号線	御菌町新開字沖田 842 番地先	
			御菌町新開字沖田 861 番 1 地先	
9	旧	村道 51 号線	高向字栗木林 3166 番地先	
			高向字野池 1962 番地先	
	新	御菌 51 号線	御菌町高向字栗木林 3166 番地先	
			御菌町高向字野池 1962 番地先	
10	旧	村道 52 号線	高向字的場 2077 番地先	
			高向字下千田 592 番地先	
	新	御菌 52 号線	御菌町高向字的場 2077 番地先	
			御菌町高向字下千田 592 番地先	
11	旧	村道 53 号線	高向字下千田 527 番地先	
			高向字小橋 661 番地先	
	新	御菌 53 号線	御菌町高向字下千田 527 番地先	
			御菌町高向字小橋 661 番地先	
12	旧	村道 54 号線	高向字上千田 819 番地先	
			高向字小橋 643 番地先	
	新	御菌 54 号線	御菌町高向字上千田 819 番地先	
			御菌町高向字小橋 643 番地先	

整理 番号	旧新 別	路 線 名	起 点	重要な経過地
			終 点	
13	旧	村道 55 号線	高向字沖川原 1798 番 3 地先	
			高向字北之世古 2543 番 1 地先	
	新	御園 55 号線	御園町高向字沖川原 1798 番 3 地先	
			御園町高向字北之世古 2543 番 1 地先	
14	旧	村道 56 号線	長屋字五本松 1130 番 1 地先	
			長屋字稲場 1221 番地先	
	新	御園 56 号線	御園町長屋字五本松 1130 番 1 地先	
			御園町長屋字稲場 1221 番地先	
15	旧	村道 57 号線	長屋字桜本 1082 番 2 地先	
			王中島字社前 865 番地先	
	新	御園 57 号線	御園町長屋字桜本 1082 番 2 地先	
			御園町王中島字社前 865 番地先	
16	旧	村道 58 号線	上條字東村 560 番地先	
			小林字屋敷跡 382 番 2 地先	
	新	御園 58 号線	御園町上條字東村 560 番地先	
			御園町小林字屋敷跡 382 番 2 地先	
17	旧	1 号	県道伊勢小俣松阪線	12 号線、19 号線、外城田川
			5 号線	
	新	小俣 1 号線	県道伊勢小俣松阪線	小俣 12 号線、小俣 19 号線、 小俣 32 号線(重用)、
			小俣 5 号線	
18	旧	2 号	県道伊勢小俣松阪線	
			県道伊勢小俣松阪線	
	新	小俣 2 号線	県道伊勢小俣松阪線	
			県道伊勢小俣松阪線	
19	旧	3 号	県道伊勢小俣松阪線	元町 8 号線、元町 26 号線、 15 号線
			伊勢市境界	
	新	小俣 3 号線	県道伊勢小俣松阪線	小俣 15 号線
			伊勢小俣線	

整理 番号	旧新 別	路 線 名	起 点	重要な経過地
			終 点	
20	旧	4号	12号線 伊勢市境界	19号線、14号線
	新	小俣4号線	小俣12号線 伊勢小俣線	小俣19号線、小俣14号線
21	旧	5号	県道鳥羽松阪線 県道宮川停車場線	19号線、外城田川 21号線
	新	小俣5号線	県道鳥羽松阪線 県道宮川停車場線	小俣19号線、小俣21号線
22	旧	6号	県道鳥羽松阪線 玉城町境界	7号線
	新	小俣6号線	県道鳥羽松阪線 玉城町境界	小俣7号線
23	旧	7号	県道鳥羽松阪線 湯田15号線	6号線
	新	小俣7号線	県道鳥羽松阪線 湯田15号線	小俣6号線
24	旧	9号	県道村松明野停車場線 伊勢市境界	明野11号線
	新	小俣9号線	県道村松明野停留場線 野村線	小俣明野11号線
25	旧	10号	14号線 伊勢市境界	本町9号線(重用)、 汁谷川 宮前11号線、 (重用)、菱川
	新	小俣10号線	小俣14号線 川柳2号線	小俣本町9号線(重用)
26	旧	11号	12号線 伊勢市境界	宮前13号線、10号線、 県道松阪伊勢線
	新	小俣11号線	小俣12号線 上地9-6号線	小俣10号線

整理 番号	旧新 別	路 線 名	起 点	重要な経過地
			終 点	
27	旧	12号	県道伊勢小俣松阪線	JR、汁谷川、10号線
			県道松阪伊勢線	
	新	小俣12号線	県道伊勢小俣松阪線	小俣10号線
			県道松阪伊勢線	
28	旧	13号	12号線	宮前18号線、宮前17号線
			10号線	
	新	小俣13号線	小俣12号線	
			小俣10号線	
29	旧	14号	4号線	本町4号線、本町1号線
			県道松阪伊勢線	
	新	小俣14号線	小俣4号線	小俣本町4号線、小俣本町1号線
			県道松阪伊勢線	
30	旧	15号	県道伊勢小俣松阪線	宮川堤防、汁谷川、3号線
			県道豊北港小俣線	
	新	小俣15号線	県道伊勢小俣松阪線	小俣3号線
			県道豊北港小俣線	
31	旧	16号	3号線	県道豊北港小俣線、外城田川、相合川、8号線
			近鉄明野駅	
	新	小俣16号線	小俣3号線	
			近鉄明野駅	
32	旧	17号	16号線	元町25号線、近鉄線
			相合1号線	
	新	小俣17号線	小俣16号線	
			相合1号線	
33	旧	18号	16号線	2号線、元町36号線、元町37号線
			県道伊勢小俣松阪線	
	新	小俣18号線	小俣16号線	小俣2号線
			県道伊勢小俣松阪線	
34	旧	19号	県道伊勢小俣松阪線	5号線、1号線、JR
			4号線	
	新	小俣19号線	県道伊勢小俣松阪線	小俣5号線、小俣1号線
			小俣4号線	

整理 番号	旧新 別	路 線 名	起 点	重要な経過地
			終 点	
35	旧	20 号	5 号線	相合川、24 号線、明野 8 号線、明野 29 号線(重用)
			県道伊勢小俣松阪線	
	新	小俣 20 号線	小俣 5 号線	
			県道伊勢小俣松阪線	
36	旧	21 号	20 号線	22 号線、5 号線
			県道松阪伊勢線	
	新	小俣 21 号線	小俣 20 号線	小俣 22 号線、小俣 5 号線
			県道松阪伊勢線	
37	旧	23 号	21 号線	湯田 17 号線、県道日向小俣線、相合川
			24 号線	
	新	小俣 23 号線	小俣 21 号線	
			小俣 24 号線	
38	旧	24 号	県道伊勢小俣松阪線	22 号線、東新村
			26 号線	
	新	小俣 24 号線	県道伊勢小俣松阪線	小俣 22 号線
			小俣 26 号線	
39	旧	25 号線	24 号線	
			新村 3 号線	
	新	小俣 25 号線	小俣 24 号線	
			新村 3 号線	
40	旧	26 号	5 号線	相合川
			新村 208 番地先	
	新	小俣 26 号線	小俣 5 号線	
			小俣町新村 208 番地先	
41	旧	27 号	県道村松明野停車場線	8 号線
			伊勢市境界	
	新	小俣 27 号線	県道村松明野停車場線	小俣 8 号線
			西豊浜明野線	

整理 番号	旧新 別	路 線 名	起 点		重要な経過地
			終 点		
42	旧	28 号	伊勢市境界		県道東大淀小俣線
			伊勢市境界		
	新	小俣 28 号線	野村 7 号線		
			西豊浜村松線		
43	旧	29 号	県道東大淀小俣線		30 号線、大堀川
			伊勢市境界		
	新	小俣 29 号線	県道東大淀小俣線		小俣 30 号線
			伊勢市柏町境界		
44	旧	30 号	県道東大淀小俣線		29 号線
			明野 16 号線		
	新	小俣 30 号線	県道東大淀小俣線		小俣 29 号線
			小俣明野 16 号線		
45	旧	宮前 1 号	11 号線		宮前 5 号線
			伊勢市境界		
	新	宮前 1 号線	小俣 11 号線		
			伊勢市上地町境界		
46	旧	宮前 2 号	11 号線		宮前 3 号線(重用) 宮前 5 号線(重用)
			伊勢市境界		
	新	宮前 2 号線	小俣 11 号線		
			伊勢市上地町境界		
47	旧	宮前 3 号	宮前 4 号線		宮前 2 号線(重用)
			宮前 1 号線		
	新	宮前 3 号線	宮前 4 号線		
			宮前 1 号線		
48	旧	宮前 4 号	県道松阪伊勢線		宮前 3 号線
			11 号線		
	新	宮前 4 号線	県道松阪伊勢線		
			小俣 11 号線		
49	旧	宮前 5 号	県道松阪伊勢線		宮前 2 号線(重用)
			宮前 1 号線		
	新	宮前 5 号線	県道松阪伊勢線		
			宮前 1 号線		

整理 番号	旧新 別	路 線 名	起 点		重要な経過地
			終 点		
50	旧	宮前 6 号	11 号線		
			宮前 314 番地先		
	新	宮前 6 号線	小俣 11 号線		
			小俣町宮前 314 番地先		
51	旧	宮前 7 号	宮前 9 号線		菱川堤防、汁谷川、 JR
			県道伊勢小俣松阪線		
	新	宮前 7 号線	宮前 9 号線		
			県道伊勢小俣松阪線		
52	旧	宮前 8 号	宮前 9 号線		宮前 11 号線
			宮前 218 番地先		
	新	宮前 8 号線	宮前 9 号線		
			小俣町宮前 218 番地先		
53	旧	宮前 9 号	11 号線		菱川、10 号線
			県道伊勢小俣松阪線		
	新	宮前 9 号線	小俣 11 号線		小俣 10 号線
			県道伊勢小俣松阪線		
54	旧	宮前 10 号	11 号線		
			12 号線		
	新	宮前 10 号線	小俣 11 号線		
			小俣 12 号線		
55	旧	宮前 11 号	11 号線		宮前 8 号線、菱川、10 号 線(重用)
			県道伊勢小俣松阪線		
	新	宮前 11 号線	小俣 11 号線		小俣 10 号線(重用)
			県道伊勢小俣松阪線		
56	旧	宮前 13 号	10 号線		宮前 7 号線、汁谷川、JR、 県道伊勢小俣松阪線
			元町 5 号線		
	新	宮前 13 号線	小俣 10 号線		
			元町 5 号線		
57	旧	宮前 14 号	10 号線		宮前 12 号線、伊勢市境 界
			12 号線		
	新	宮前 14 号線	小俣 10 号線		
			小俣 12 号線		

整理 番号	旧新 別	路 線 名	起 点	重要な経過地	
			終 点		
58	旧	宮前 15 号	13 号線	12 号線、11 号線	
			宮前 7 号線		
	新	宮前 15 号線	小俣 13 号線		小俣 12 号線、小俣 11 号線
			宮前 7 号線		
59	旧	宮前 16 号	13 号線	12 号線、11 号線	
			宮前 7 号線		
	新	宮前 16 号線	小俣 13 号線		小俣 12 号線、小俣 11 号線
			宮前 7 号線		
60	旧	宮前 17 号	12 号線		
			13 号線		
	新	宮前 17 号線	小俣 12 号線		
			小俣 13 号線		
62	旧	宮前 18 号	13 号線	12 号線	
			宮前 13 号線		
	新	宮前 18 号線	小俣 13 号線		小俣 12 号線
			宮前 13 号線		
63	旧	元町 1 号	宮前 13 号線		
			宮前 7 号線		
	新	元町 1 号線	宮前 13 号線		
			宮前 7 号線		
64	旧	元町 2 号	県道伊勢小俣松阪線		
			3 号線		
	新	元町 2 号線	県道伊勢小俣松阪線		
			小俣 3 号線		
65	旧	元町 3 号	県道伊勢小俣松阪線	元町 6 号線、元町 7 号線、 元町 16 号線	
			2 号線		
	新	元町 3 号線	県道伊勢小俣松阪線		
			小俣 2 号線		
66	旧	元町 4 号	元町 3 号線		
			元町 2 号線		
	新	元町 4 号線	元町 3 号線		
			元町 2 号線		

整理 番号	旧新 別	路 線 名	起 点	重要な経過地
			終 点	
67	旧	元町 5 号	県道伊勢小俣松阪線	
			元町 3 号線	
	新	元町 5 号線	県道伊勢小俣松阪線	
			元町 3 号線	
68	旧	元町 6 号	県道伊勢小俣松阪線	元町 3 号線
			3 号線	
	新	元町 6 号線	県道伊勢小俣松阪線	
			小俣 3 号線	
69	旧	元町 7 号	元町 6 号線	元町 3 号線
			元町 16 号線	
	新	元町 7 号線	元町 6 号線	
			元町 16 号線	
70	旧	元町 8 号	15 号線	汁谷川、3 号線、元町 9 号 線
			元町 3 号線	
	新	元町 8 号線	小俣 15 号線	小俣 3 号線
			元町 3 号線	
71	旧	元町 9 号	元町 3 号線	元町 8 号線
			元町 12 号線	
	新	元町 9 号線	元町 3 号線	
			元町 12 号線	
72	旧	元町 10 号	元町 3 号線	県道豊北港小俣線、18 号 線、外城田川、相合川
			8 号線	
	新	元町 10 号線	元町 3 号線	小俣 18 号線
			小俣 8 号線	
73	旧	元町 11 号	3 号線	汁谷川
			宮川堤防	
	新	元町 11 号線	小俣 3 号線	
			宮川堤防	

整理 番号	旧新 別	路 線 名	起 点	重要な経過地
			終 点	
74	旧	元町 12 号	3 号線	
			元町 10 号線	
	新	元町 12 号線	小俣 3 号線	
			元町 10 号線	
75	旧	元町 13 号	16 号線	県道豊北港小俣線、18 号線
			元町 34 号線	
	新	元町 13 号線	小俣 16 号線	小俣 18 号線
			元町 34 号線	
76	旧	元町 14 号	元町 16 号線	
			元町 10 号線	
	新	元町 14 号線	元町 16 号線	
			元町 10 号線	
77	旧	元町 15 号	元町 16 号線	県道豊北港小俣線
			18 号線	
	新	元町 15 号線	元町 16 号線	
			小俣 18 号線	
78	旧	元町 16 号	2 号線	元町 10 号線
			元町 12 号線	
	新	元町 16 号線	小俣 2 号線	
			元町 12 号線	
79	旧	元町 17 号	県道豊北港小俣線	
			元町 20 号線	
	新	元町 17 号線	県道豊北港小俣線	
			元町 20 号線	
80	旧	元町 18 号	元町 19 号線	
			元町 17 号線	
	新	元町 18 号線	元町 19 号線	
			元町 17 号線	
81	旧	元町 19 号	県道豊北港小俣線	
			元町 20 号線	
	新	元町 19 号線	県道豊北港小俣線	
			元町 20 号線	

整理 番号	旧新 別	路 線 名	起 点	重要な経過地
			終 点	
82	旧	元町 20 号	県道伊勢小俣松阪線 2 号線	
	新	元町 20 号線	県道伊勢小俣松阪線 小俣 2 号線	
83	旧	元町 21 号	県道伊勢小俣松阪線 2 号線	
	新	元町 21 号線	県道伊勢小俣松阪線 小俣 2 号線	
84	旧	元町 22 号	2 号線 16 号線	元町 10 号線
	新	元町 22 号線	小俣 2 号線 小俣 16 号線	
85	旧	元町 24 号	元町 15 号線 相合 8 号線	16 号線
	新	元町 24 号線	元町 15 号線 相合 8 号線	小俣 16 号線
86	旧	元町 25 号	県道豊北港小俣線 明野 2 号線	外城田川、相合川
	新	元町 25 号線	県道豊北港小俣線 小俣明野 2 号線	
87	旧	元町 26 号	県道豊北港小俣線 15 号線	3 号線
	新	元町 26 号線	県道豊北港小俣線 小俣 15 号線	小俣 3 号線
88	旧	元町 27 号	3 号線 元町 26 号線	15 号線
	新	元町 27 号線	小俣 3 号線 元町 26 号線	小俣 15 号線
89	旧	元町 28 号	3 号線 元町 30 号線	15 号線、元町 29 号線
	新	元町 28 号線	小俣 3 号線 元町 30 号線	小俣 15 号線

整理 番号	旧新 別	路 線 名	起 点	重要な経過地
			終 点	
90	旧	元町 29 号	3 号線	元町 28 号線
			県道豊北港小俣線	
	新	元町 29 号線	小俣 3 号線	
			県道豊北港小俣線	
91	旧	元町 30 号	3 号線	
			元町 26 号線	
	新	元町 30 号線	小俣 3 号線	
			元町 26 号線	
92	旧	元町 31 号	相合 8 号線	
			元町 32 号線	
	新	元町 31 号線	相合 8 号線	
			元町 32 号線	
93	旧	元町 32 号	県道豊北港小俣線	17 号線、外城田川堤防、 元町 25 号線
			16 号線	
	新	元町 32 号線	県道豊北港小俣線	小俣 17 号線
			小俣 16 号線	
94	旧	元町 33 号	相合 1 号線	
			県道豊北港小俣線	
	新	元町 33 号線	相合 1 号線	
			県道豊北港小俣線	
95	旧	元町 34 号	16 号線	元町 10 号線、元町 35 号 線(重用)
			元町 38 号線	
	新	元町 34 号線	小俣 16 号線	
			元町 38 号線	
96	旧	元町 35 号	18 号線	元町 34 号線(重用)、元 町 38 号線
			元町 10 号線	
	新	元町 35 号線	小俣 18 号線	
			元町 10 号線	
97	旧	元町 36 号	18 号線	
			元町 32 号線	
	新	元町 36 号線	小俣 18 号線	
			元町 32 号線	

整理 番号	旧新 別	路 線 名	起 点	重要な経過地
			終 点	
98	旧	元町 37 号	18 号線	
			元町 36 号線	
	新	元町 37 号線	小俣 18 号線	
			元町 36 号線	
99	旧	元町 38 号	18 号線	2 号線
			元町 10 号線	
	新	元町 38 号線	小俣 18 号線	小俣 2 号線
			元町 10 号線	
100	旧	元町 39 号	2 号線	外城田川堤防
			元町 10 号線	
	新	元町 39 号線	小俣 2 号線	
			元町 10 号線	
101	旧	元町 40 号	元町 10 号線	16 号線
			元町 32 号線	
	新	元町 40 号線	元町 10 号線	小俣 16 号線
			元町 32 号線	
102	旧	元町 41 号	元町 10 号線	外城田川堤防、16 号線
			元町 32 号線	
	新	元町 41 号線	元町 10 号線	小俣 16 号線
			元町 32 号線	
103	旧	本町 1 号	本町 9 号線	14 号線
			本町 2 号線	
	新	小俣本町 1 号線	小俣本町 9 号線	小俣 14 号線
			小俣本町 9 号線	
104	旧	本町 2 号	県道鳥羽松阪線	
			4 号線	
	新	小俣本町 2 号線	県道鳥羽松阪線	
			小俣 4 号線	
105	旧	本町 3 号	14 号線	本町 6 号線
			本町 9 号線	
	新	小俣本町 3 号線	小俣 14 号線	小俣本町 6 号線
			小俣本町 9 号線	

整理 番号	旧新 別	路 線 名	起 点	重要な経過地
			終 点	
106	旧	本町 4 号	4 号線	14 号線
			本町 6 号線	
	新	小俣本町 4 号線	小俣 4 号線	小俣 14 号線
			小俣本町 6 号線	
107	旧	本町 5 号	14 号線	本町 6 号線
			本町 9 号線	
	新	小俣本町 5 号線	小俣 14 号線	小俣本町 6 号線
			小俣本町 9 号線	
108	旧	本町 6 号	本町 7 号線	本町 5 号線(重用)、10 号 線
			伊勢市境界	
	新	小俣本町 6 号線	小俣本町 7 号線	小俣本町 5 号線(重用)、 小俣 10 号線
			伊勢市上地町境界	
109	旧	本町 7 号	14 号線	
			本町 9 号線	
	新	小俣本町 7 号線	小俣 14 号線	
			小俣本町 9 号線	
110	旧	本町 8 号	14 号線	
			本町 9 号線	
	新	小俣本町 8 号線	小俣 14 号線	
			小俣本町 9 号線	
111	旧	本町 9 号	4 号線	10 号線(重用)、14 号線、 JR
			32 号線	
	新	小俣本町 9 号線	小俣 4 号線	小俣 10 号線(重用)、小 俣 14 号線、
			小俣 32 号線	
112	旧	本町 10 号	本町 15 号線	
			1 号線	
	新	小俣本町 10 号線	小俣本町 15 号線	
			小俣 1 号線	
113	旧	本町 11 号	本町 15 号線	5 号線
			1 号線	
	新	小俣本町 11 号線	小俣本町 15 号線	小俣 5 号線
			小俣 1 号線	

整理 番号	旧新 別	路 線 名	起 点	重要な経過地
			終 点	
114	旧	本町 12 号	本町 11 号線	
			1 号線	
114	新	小俣本町 12 号線	小俣本町 11 号線	
			小俣 1 号線	
115	旧	本町 13 号	本町 12 号線	
			19 号線	
115	新	小俣本町 13 号線	小俣本町 12 号線	
			小俣 19 号線	
116	旧	本町 14 号	本町 15 号線	19 号線
			本町 15 号線	
116	新	小俣本町 14 号線	小俣本町 15 号線	小俣 19 号線
			小俣本町 15 号線	
117	旧	本町 15 号	5 号線	19 号線、県道宮川停車場 線
			県道伊勢小俣松阪線	
117	新	小俣本町 15 号線	小俣 5 号線	小俣 19 号線
			県道伊勢小俣松阪線	
118	旧	本町 16 号	5 号線	
			1 号線	
118	新	小俣本町 16 号線	小俣 5 号線	
			小俣 1 号線	
119	旧	本町 17 号	5 号線	外城田川堤防
			1 号線	
119	新	小俣本町 17 号線	小俣 5 号線	
			小俣 1 号線	
120	旧	本町 18 号	1 号線	
			外城田川堤防	
120	新	小俣本町 18 号線	小俣 1 号線	
			外城田川堤防	
121	旧	本町 19 号	1 号線	
			32 号線	
121	新	小俣本町 19 号線	小俣 1 号線	
			小俣 32 号線	

整理 番号	旧新 別	路 線 名	起 点	重要な経過地	
			終 点		
122	旧	本町 20 号	1 号線		
			本町 22 号線		
	新	小俣本町 20 号線	小俣 1 号線		
			小俣本町 22 号線		
123	旧	本町 21 号	本町 20 号線		
			本町 19 号線		
	新	小俣本町 21 号線	小俣本町 20 号線		
			小俣本町 19 号線		
124	旧	本町 22 号	1 号線	外城田川堤防	
			伊勢市境界		
	新	小俣本町 22 号線	小俣 1 号線		
			伊勢市上地町境界		
125	旧	相合 1 号	相合 8 号線	近鉄線、外城田川	
			県道豊北港小俣線		
	新	相合 1 号線	相合 8 号線		
			県道豊北港小俣線		
126	旧	相合 2 号	2 号線		
			元町 10 号線		
	新	相合 2 号線	小俣 2 号線		
			元町 10 号線		
127	旧	相合 3 号	県道伊勢小俣松阪線		
			2 号線		
	新	相合 3 号線	県道伊勢小俣松阪線		
			小俣 2 号線		
128	旧	相合 4 号	相合 3 号線	県道伊勢小俣松阪線 16 号線	
			近鉄線		
	新	相合 4 号線	相合 3 号線	小俣 16 号線	
			近鉄線		
129	旧	相合 5 号	相合 4 号線	2 号線	
			元町 10 号線		
	新	相合 5 号線	相合 4 号線	小俣 2 号線	
			元町 10 号線		

整理 番号	旧新 別	路 線 名	起 点	重要な経過地
			終 点	
130	旧	相合 6 号	2 号線	16 号線
			相合 8 号線	
	新	相合 6 号線	小俣 2 号線	小俣 16 号線
			相合 8 号線	
131	旧	相合 7 号	2 号線	16 号線
			相合 8 号線	
	新	相合 7 号線	小俣 2 号線	小俣 16 号線
			相合 8 号線	
132	旧	相合 8 号	県道伊勢小俣松阪線	相合川近鉄線沿、外城田 川
			県道豊北港小俣線	
	新	相合 8 号線	県道伊勢小俣松阪線	
			県道豊北港小俣線	
133	旧	相合 9 号	5 号線	外城田川堤防
			県道伊勢小俣松阪線	
	新	相合 9 号線	小俣 5 号線	
			県道伊勢小俣松阪線	
134	旧	相合 11 号	県道伊勢小俣松阪線	相合 16 号線(重用)、20 号線
			21 号線	
	新	相合 11 号線	県道伊勢小俣松阪線	相合 16 号線(重用)、小 俣 20 号線
			小俣 21 号線	
135	旧	相合 12 号	相合 16 号線	20 号線
			21 号線	
	新	相合 12 号線	相合 16 号線	小俣 20 号線
			小俣 21 号線	
136	旧	相合 13 号	相合 16 号線	20 号線、相合 18 号線
			21 号線	
	新	相合 13 号線	相合 16 号線	小俣 20 号線
			小俣 21 号線	
137	旧	相合 14 号	県道伊勢小俣松阪線	20 号線、22 号線、23 号線
			湯田 19 号線	
	新	相合 14 号線	県道伊勢小俣松阪線	小俣 20 号線、小俣 22 号 線、小俣 23 号線
			湯田 19 号線	

整理 番号	旧新 別	路 線 名	起 点	重要な経過地	
			終 点		
138	旧	相合 15 号	相合 16 号線	22 号線、23 号線	
			湯田 19 号線		
	新	相合 15 号線	相合 16 号線		小俣 22 号線、小俣 23 号線
			湯田 19 号線		
139	旧	相合 16 号	県道日向小俣線	相合 14 号線、相合 11 号線(重用)	
			相合 9 号線		
	新	相合 16 号線	県道日向小俣線		
			相合 9 号線		
140	旧	相合 17 号	県道伊勢小俣松阪線	22 号線、22 号線、相合 24 号線(重用)	
			23 号線		
	新	相合 17 号線	県道伊勢小俣松阪線		小俣 20 号線、小俣 22 号線
			小俣 23 号線		
141	旧	相合 18 号	相合 12 号線	5 号線	
			相合 17 号線		
	新	相合 18 号線	相合 12 号線		小俣 5 号線
			相合 17 号線		
142	旧	相合 19 号	5 号線		
			22 号線		
	新	相合 19 号線	小俣 5 号線		
			小俣 22 号線		
143	旧	相合 21 号	5 号線	21 号線、相合 22 号線(重用)	
			相合 14 号線		
	新	相合 21 号線	小俣 5 号線		小俣 21 号線
			相合 14 号線		
144	旧	相合 22 号	21 号線	相合 21 号線(重用) 相合 24 号線(重用)	
			23 号線		
	新	相合 22 号線	小俣 21 号線		
			小俣 23 号線		
145	旧	相合 23 号	21 号線	5 号線	
			相合 25 号線		
	新	相合 23 号線	小俣 21 号線		小俣 5 号線
			相合 25 号線		

整理 番号	旧新 別	路 線 名	起 点		重要な経過地
			終 点		
146	旧	相合 24 号	21 号線		相合 22 号線(重用)、相合川、相合 17 号線(重用)、相合 25 号線(重用)、24 号線
			新村 3 号線		
	新	相合 24 号線	小俣 21 号線		
			新村 3 号線		
147	旧	相合 25 号	22 号線		相合 24 号線(重用)、23 号線
			湯田 23 号線		
	新	相合 25 号線	小俣 22 号線		小俣 23 号線
			湯田 23 号線		
148	旧	湯田 1 号	県道松阪伊勢線		6 号線
			玉城町境界		
	新	相合 1 号線	県道松阪伊勢線		小俣 6 号線
			玉城町境界		
149	旧	相合 2 号	湯田 1 号線		7 号線
			玉城町境界		
	新	相合 2 号線	湯田 1 号線		小俣 7 号線
			玉城町境界		
150	旧	相合 3 号	県道松阪伊勢線		6 号線
			湯田 2 号線		
	新	相合 3 号線	県道松阪伊勢線		小俣 6 号線
			湯田 2 号線		
151	旧	相合 4 号	湯田 15 号線		7 号線
			湯田 7 号線		
	新	相合 4 号線	湯田 15 号線		小俣 7 号線
			湯田 7 号線		
152	旧	湯田 5 号	町道 7 号線		湯田 7 号線
			玉城町境界		
	新	湯田 5 号線	小俣 7 号線		
			玉城町境界		

整理 番号	旧新 別	路 線 名	起 点		重要な経過地	
				終 点		
153	旧	湯田 6 号	湯田 15 号線		湯田 7 号線	
			湯田 10 号線			
	新	湯田 6 号線	湯田 15 号線			
			湯田 10 号線			
154	旧	湯田 7 号	県道日向小俣線		6 号線、湯田 5 号線	
			7 号線			
	新	湯田 7 号線	県道日向小俣線			小俣 6 号線
			小俣 7 号線			
155	旧	湯田 8 号	県道日向小俣線		6 号線	
			湯田 5 号線			
	新	湯田 8 号線	県道日向小俣線			小俣 6 号線
			湯田 5 号線			
156	旧	湯田 9 号	玉城町境界		県道日向小俣線 6 号線	
			湯田 5 号線			
	新	湯田 9 号線	玉城町境界			小俣 6 号線
			湯田 5 号線			
157	旧	湯田 10 号	県道日向小俣線		県道日向小俣線 6 号線	
			湯田 5 号線			
	新	湯田 10 号線	県道日向小俣線			小俣 6 号線
			湯田 5 号線			
158	旧	湯田 11 号	6 号線		湯田 2 号線	
			湯田 5 号線			
	新	湯田 11 号線	小俣 6 号線			
			湯田 5 号線			
159	旧	湯田 12 号	21 号線		5 号線、湯田 14 号線(重 用)	
			湯田 15 号線			
	新	湯田 12 号線	小俣 21 号線			小俣 5 号線
			湯田 15 号線			
160	旧	湯田 13 号	5 号線			
			湯田 12 号線			
	新	湯田 13 号線	小俣 5 号線			
			湯田 12 号線			

整理 番号	旧新 別	路 線 名	起 点		重要な経過地
				終 点	
161	旧	湯田 14 号	5 号線	湯田 12 号線	
			県道鳥羽松阪線		
161	新	湯田 14 号線	小俣 5 号線		
			県道鳥羽松阪線		
162	旧	湯田 15 号	5 号線	県道松阪伊勢線、6 号線、	玉城町境界沿
			玉城町境界		
162	新	湯田 15 号線	小俣 5 号線	小俣 6 号線	
			玉城町境界		
163	旧	湯田 16 号	5 号線		
			23 号線		
163	新	湯田 16 号線	小俣 5 号線		
			小俣 23 号線		
164	旧	湯田 17 号	5 号線		
			23 号線		
164	新	湯田 17 号線	小俣 5 号線		
			小俣 23 号線		
165	旧	湯田 18 号	5 号線		
			湯田 19 号線		
165	新	湯田 18 号線	小俣 5 号線		
			湯田 19 号線		
166	旧	湯田 19 号	23 号線	湯田 18 号線	
			県道日向小俣線		
166	新	湯田 19 号線	小俣 23 号線		
			県道日向小俣線		
167	旧	湯田 20 号	5 号線		
			県道日向小俣線		
167	新	湯田 20 号線	小俣 5 号線		
			県道日向小俣線		
168	旧	湯田 21 号	5 号線		
			県道日向小俣線		
168	新	湯田 21 号線	小俣 5 号線		
			県道日向小俣線		

整理 番号	旧新 別	路 線 名	起 点	重要な経過地
			終 点	
169	旧	湯田 23 号	県道日向小俣線	相合川
			24 号線	
	新	湯田 23 号線	県道日向小俣線	
			小俣 24 号線	
170	旧	湯田 24 号	23 号線	湯田 23 号線、相合川堤 防沿
			26 号線	
	新	湯田 24 号線	小俣 23 号線	
			小俣 26 号線	
171	旧	新村 1 号	22 号線	23 号線
			相合川堤防	
	新	新村 1 号線	小俣 22 号線	小俣 23 号線
			相合川堤防	
172	旧	新村 2 号	25 号線	新村 4 号線(重用)
			新村 3 号線	
	新	新村 2 号線	小俣 25 号線	
			新村 3 号線	
173	旧	新村 3 号	25 号線	
			24 号線	
	新	新村 3 号線	小俣 25 号線	
			小俣 24 号線	
174	旧	新村 4 号	24 号線	新村 2 号線(重用)
			新村 3 号線	
	新	新村 4 号線	小俣 24 号線	
			新村 3 号線	
175	旧	新村 5 号	26 線	
			新村 257 番地先	
	新	新村 5 号線	小俣 26 号線	
			小俣町新村 257 番地先	
176	旧	明野 1 号	22 号線	県道伊勢小俣松坂線
			元町 25 号線	
	新	小俣明野 1 号線	小俣 22 号線	
			元町 25 号線	

整理 番号	旧新 別	路 線 名	起 点		重要な経過地
			終 点		
177	旧	明野 2 号	24 号線		学校沿
			22 号線		
	新	小俣明野 2 号線	小俣 24 号線		明野小学校沿
			小俣 22 号線		
178	旧	明野 3 号	16 号線		
			近鉄線		
	新	小俣明野 3 号線	小俣 16 号線		
			近鉄線		
179	旧	明野 4 号	県道東大淀小俣線		県道伊勢小俣松阪線
			20 号線		
	新	小俣明野 4 号線	県道東大淀小俣線		
			小俣 20 号線		
180	旧	明野 5 号	県道村松明野停車場線		近鉄沿
			県道伊勢小俣松阪線		
	新	小俣明野 5 号線	県道村松明野停車場線		
			県道伊勢小俣松阪線		
181	旧	明野 6 号	県道村松明野停車場線		明野 9 号線
			明野 10 号線		
	新	小俣明野 6 号線	県道村松明野停車場線		小俣明野 9 号線
			小俣明野 10 号線		
182	旧	明野 7 号	県道村松明野停車場線		明野 9 号線
			明野 10 号線		
	新	小俣明野 7 号線	県道村松明野停車場線		小俣明野 9 号線
			小俣明野 10 号線		
183	旧	明野 8 号	町道 9 号線		近鉄
			字明野 546 番 21 地先		
	新	小俣明野 8 号線	小俣 9 号線		
			小俣町明野 546 番 21 地先		
184	旧	明野 9 号	県道村松明野停車場線		明野 6 号線
			27 号線		
	新	小俣明野 9 号線	県道村松明野停車場線		小俣明野 6 号線
			小俣 27 号線		

整理 番号	旧新 別	路 線 名	起 点	重要な経過地
			終 点	
185	旧	明野 10 号	県道村松明野停車場線 27 号線	
	新	小俣明野 10 号線	県道村松明野停車場線 小俣 27 号線	
186	旧	明野 11 号	県道東大淀小俣線 県道伊勢小俣松阪線	9 号線、近鉄線
	新	小俣明野 11 号線	県道東大淀小俣線 県道伊勢小俣松阪線	小俣 9 号線
187	旧	明野 12 号	28 号線 明野 14 号線	29 号線
	新	小俣明野 12 号線	小俣 28 号線 小俣明野 14 号線	小俣 29 号線
188	旧	明野 13 号	28 号線 明野 14 号線	29 号線
	新	小俣明野 13 号線	小俣 28 号線 小俣明野 14 号線	小俣 29 号線
189	旧	明野 14 号	県道東大淀小俣線 30 号線	
	新	小俣明野 14 号線	県道東大淀小俣線 小俣 30 号線	
190	旧	明野 15 号	明野 16 号線 明野 14 号線	29 号線
	新	小俣明野 15 号線	小俣明野 16 号線 小俣明野 14 号線	小俣 29 号線
191	旧	明野 16 号	28 号線 伊勢市境界	30 号線、大堀川
	新	小俣明野 16 号線	小俣 28 号線 伊勢市柏町境界	小俣 30 号線
192	旧	明野 17 号線	28 号線 大堀川	
	新	小俣明野 17 号線	小俣 28 号線 大堀川	

整理 番号	旧新 別	路 線 名	起 点		重要な経過地
			終 点		
193	旧	明野 18 号	明野 17 号線		29 号線
			明野 14 号線		
	新	小俣明野 18 号線	小俣明野 17 号線		小俣 29 号線
			小俣明野 14 号線		
194	旧	明野 19 号	30 号線		明野 22 号線、伊勢市境 界沿
			伊勢市境界		
	新	小俣明野 19 号線	小俣 30 号線		小俣明野 22 号線
			明野 21 号線		
195	旧	明野 20 号	県道東大淀小俣線		29 号線
			明野 17 号線		
	新	小俣明野 20 号線	県道東大淀小俣線		小俣 29 号線
			小俣明野 17 号線		
196	旧	明野 21 号	県道東大淀小俣線		29 号線
			明野 17 号線		
	新	小俣明野 21 号線	県道東大淀小俣線		小俣 29 号線
			小俣明野 17 号線		
197	旧	明野 22 号	明野 17 号線		29 号線
			明野 31 号線		
	新	小俣明野 22 号線	小俣明野 17 号線		小俣 29 号線
			小俣明野 31 号線		
198	旧	明野 23 号	明野 17 号線		29 号線
			明野 19 号線		
	新	小俣明野 23 号線	小俣明野 17 号線		小俣 29 号線
			小俣明野 19 号線		
199	旧	明野 24 号線	明野 17 号線		明野 16 号線
			29 号線		
	新	小俣明野 24 号線	小俣明野 17 号線		小俣明野 16 号線
			小俣 29 号線		
200	旧	31 号	県道伊勢小俣松阪線		16 号線(重用)、近鉄線
			27 号線		
	新	小俣 31 号線	県道伊勢小俣松阪線		小俣 16 号線(重用)
			小俣 27 号線		

整理 番号	旧新 別	路 線 名	起 点		重要な経過地
			終 点		
201	旧	明野 25 号	27 号線	県道村松明野停車場線	
	新	小俣明野 25 号線	小俣 27 号線	県道村松明野停車場線	
202	旧	宮前 19 号	12 号線	汁谷川堤防	
	新	宮前 19 号線	12 号線	汁谷川堤防	
203	旧	宮前 20 号	10 号線	伊勢市境界	
	新	宮前 20 号線	小俣 10 号線	伊勢市上地町境界	
204	旧	本町 23 号	本町 9 号線	本町 9 号線	本町 24 号線起点
	新	小俣本町 23 号線	小俣本町 9 号線	小俣本町 9 号線	小俣本町 24 号線起点
205	旧	本町 24 号	本町 23 号線	本町 19 号線	
	新	小俣本町 24 号線	小俣本町 23 号線	小俣本町 19 号線	
206	旧	元町 42 号	町道 2 号線	元町 7 号線	
	新	元町 42 号線	小俣 2 号線	元町 7 号線	
207	旧	元町 43 号	元町 24 号線	町道 17 号線	
	新	小俣元町 43 号線	元町 24 号線	小俣 17 号線	
208	旧	本町 25 号	本町 1 号線	伊勢市境界	
	新	小俣本町 25 号線	小俣本町 1 号線	伊勢市上地町境界	

整理 番号	旧新 別	路 線 名	起 点		重要な経過地
			終 点		
209	旧	本町 26 号	本町 6 号線		
			本町 9 号線		
	新	小俣本町 26 号線	小俣本町 6 号線		
			小俣本町 9 号線		
210	旧	本町 27 号	本町 6 号線		14 号線重用
			本町 2 号線		
	新	小俣本町 27 号線	小俣本町 6 号線		小俣 14 号線(重用)
			小俣本町 2 号線		
211	旧	本町 28 号	本町 2 号線		
			町道 14 号線		
	新	小俣本町 28 号線	小俣本町 2 号線		
			小俣 14 号線		
212	旧	本町 29 号	町道 14 号線		
			本町 6 号線		
	新	小俣本町 29 号線	小俣 14 号線		
			小俣本町 6 号線		
213	旧	新村 6 号	町道 26 号線		
			玉城町境界		
	新	新村 6 号線	小俣 26 号線		
			玉城町境界		
214	旧	明野 26 号	町道 24 号線		明野 4 号線、明野 8 号 線
			明野 29 号線		
	新	小俣明野 26 号線	小俣 24 号線		小俣明野 4 号線、小俣 明野 8 号線
			小俣明野 29 号線		
215	旧	明野 27 号	県道伊勢小俣松阪線		明野 26 号線、町道 20 号線
			明野 8 号線		
	新	小俣明野 27 号線	県道伊勢小俣松阪線		小俣明野 26 号線、小俣 20 号線
			小俣明野 8 号線		
216	旧	明野 28 号	県道伊勢小俣松阪線		明野 26 号線重用
			町道 20 号線		
	新	小俣明野 28 号線	県道伊勢小俣松阪線		小俣明野 26 号線(重 用)
			小俣 20 号線		

整理 番号	旧新 別	路 線 名	起 点		重要な経過地
			終 点		
217	旧	明野 29 号	県道伊勢小俣松阪線		20 号線(重用)
			明和町境界		
	新	小俣明野 29 号線	県道伊勢小俣松阪線		小俣 20 号線(重用)
			明和町境界		
218	旧	明野 30 号	町道 28 号線		
			町道 29 号線		
	新	小俣明野 30 号線	小俣 28 号線		
			小俣 29 号線		
219	旧	明野 31 号	町道 28 号線		
			明野 21 号線		
	新	小俣明野 31 号線	小俣 28 号線		小俣明野 16 号線、小俣 29 号線、小俣明野 19 号線
			小俣明野 21 号線		
220	旧	本町 30 号	本町 18 号線		
			本町 17 号線		
	新	小俣本町 30 号線	小俣本町 18 号線		
			小俣本町 17 号線		
221	旧	本町 31 号線	本町 9 号線		本町 23 号線
			伊勢市境界		
	新	小俣本町 31 号線	小俣本町 9 号線		小俣本町 23 号線
			伊勢市上地町境界		
222	旧	元町 44 号	県道豊北港小俣線		惣の橋
			県道伊勢小俣松阪線		
	新	元町 44 号線	県道豊北港小俣線		
			県道伊勢小俣松阪線		
223	旧	宮前 21 号	宮前 7 号線		12 号線(重複)
			宮前 19 号線		
	新	宮前 21 号線	宮前 7 号線		小俣 12 号線(重用)
			宮前 19 号線		
224	旧	宮前 22 号	宮前 19 号線		
			宮前 21 号線		
	新	宮前 22 号線	宮前 19 号線		
			宮前 21 号線		

整理 番号	旧新 別	路 線 名	起 点	重要な経過地
			終 点	
225	旧	宮前 23 号	県道鳥羽松阪線	
			町道 12 号線	
	新	宮前 23 号線	県道鳥羽松阪線	
			小俣 12 号線	
226	旧	本町 32 号	5 号線	
			元町 44 号線	
	新	小俣本町 32 号線	小俣 5 号線	
			元町 44 号線	
227	旧	湯田 25 号	5 号線	
			湯田 19 号線	
	新	湯田 25 号線	小俣 5 号線	
			湯田 19 号線	
228	旧	湯田 26 号	湯田 27 号線	
			湯田 12 号線	
	新	湯田 26 号線	湯田 27 号線	
			湯田 12 号線	
229	旧	湯田 27 号	県道鳥羽松阪線	
			湯田 28 号線	
	新	湯田 27 号線	県道鳥羽松阪線	
			湯田 28 号線	
230	旧	湯田 28 号	県道鳥羽松阪線	
			湯田 12 号線	
	新	湯田 28 号線	県道鳥羽松阪線	
			湯田 12 号線	
231	旧	湯田 29 号	湯田 18 号線	
			湯田 25 号線	
	新	湯田 29 号線	湯田 18 号線	
			湯田 25 号線	
232	旧	湯田 30 号	26 号線	
			湯田 199 番 1 地先	
	新	湯田 30 号線	小俣 26 号線	
			小俣町湯田 199 番 1 地先	

整理 番号	旧新 別	路 線 名	起 点	重要な経過地
			終 点	
233	旧	相合 27 号	元町 44 号線	
			県道伊勢小俣松阪線	
	新	相合 27 号線	元町 44 号線	
			県道伊勢小俣松阪線	
234	旧	明野 32 号線	28 号線	
			県道村松明野停車場線	
	新	小俣明野 32 号線	小俣 28 号線	
			県道村松明野停車場線	
235	旧	本町 33 号線	1 号線	
			本町 18 号線	
	新	小俣本町 33 号線	小俣 1 号線	
			小俣本町 18 号線	
236	旧	明野 33 号線	27 号線	
			明野 1183 番地先	
	新	小俣明野 33 号線	小俣 27 号線	
			小俣町明野 1183 番地先	
237	旧	本町 34 号	1 号線	
			本町 18 号線	
	新	小俣本町 34 号線	小俣 1 号線	
			小俣本町 18 号線	
238	旧	本町 35 号	本町 19 号線	
			本町 24 号線	
	新	小俣本町 35 号線	小俣本町 19 号線	
			小俣本町 24 号線	
239	旧	本町 36 号	本町 9 号線	
			本町 31 号線	
	新	小俣本町 36 号線	小俣本町 9 号線	
			小俣本町 31 号線	
240	旧	本町 37 号	本町 9 号線	
			本町 9 号線	
	新	小俣本町 37 号線	小俣本町 9 号線	
			小俣本町 9 号線	

整理 番号	旧新 別	路 線 名	起 点	重要な経過地
			終 点	
241	旧	相合 29 号	相合 24 号線	23 号線
			相合川堤防	
	新	相合 29 号線	相合 24 号線	小俣 23 号線
			相合川堤防	
242	旧	相合 30 号	県道伊勢小俣松阪線	16 号線
			元町 25 号線	
	新	相合 30 号線	県道伊勢小俣松阪線	小俣 16 号線
			元町 25 号線	
243	旧	相合 31 号	相合 1 号線	
			近鉄線	
	新	相合 31 号線	相合 1 号線	
			近鉄線	
244	旧	相合 32 号	近鉄線	相合 1 号線
			相合川堤防	
	新	相合 32 号線	近鉄線	
			相合川堤防	
245	旧	相合 33 号	外城田川堤防	相合 8 号線
			近鉄線	
	新	相合 33 号線	外城田川堤防	
			近鉄線	
246	旧	相合 34 号	近鉄線	相合 1 号線
			外城田川堤防	
	新	相合 34 号線	近鉄線	
			外城田川堤防	
247	旧	相合 35 号	元町 10 号線	
			相合 4 号線	
	新	相合 35 号線	元町 10 号線	
			相合 4 号線	
248	旧	相合 36 号	県道伊勢小俣松阪線	元町 10 号線
			相合 35 号線	
	新	相合 36 号線	県道伊勢小俣松阪線	
			相合 35 号線	

整理 番号	旧新 別	路 線 名	起 点		重要な経過地
			終 点		
249	旧	新村 7 号	24 号線		
			相合川堤防		
	新	新村 7 号線	小俣 24 号線		
			相合川堤防		
250	旧	新村 9 号	26 号線		新村 6 号線
			玉城町境界		
	新	新村 9 号線	小俣 26 号線		
			玉城町境界		
251	旧	明野 34 号線	明野 17 号線		明野 16 号線
			29 号線		
	新	小俣明野 34 号線	小俣明野 17 号線		小俣明野 16 号線
			小俣 29 号線		
252	旧	明野 35 号	明野 17 号線		明野 16 号線
			29 号線		
	新	小俣明野 35 号線	小俣明野 17 号線		小俣明野 16 号線
			小俣 29 号線		
253	旧	明野 36 号	明野 17 号線		29 号線
			伊勢市境界		
	新	小俣明野 36 号線	小俣明野 17 号線		小俣 29 号線
			明野 7 号線		
254	旧	明野 37 号	明野 21 号線		
			明野 19 号線		
	新	小俣明野 37 号線	小俣明野 21 号線		
			小俣明野 19 号線		
255	旧	明野 38 号	29 号線		
			明野 20 号線		
	新	小俣明野 38 号線	小俣 29 号線		
			小俣明野 20 号線		
256	旧	明野 39 号	9 号線		
			伊勢市境界		
	新	小俣明野 39 号線	小俣 9 号線		
			野村 5 号線		

整理 番号	旧新 別	路 線 名	起 点	重要な経過地
			終 点	
257	旧	明野 40 号	県道村松明野停車場線 伊勢市境界	
	新	小俣明野 40 号線	県道村松明野停車場線 西豊浜村松線	
258	旧	明野 41 号	明野 40 号線 伊勢市境界	
	新	小俣明野 41 号線	小俣明野 40 号線 西豊浜村松線	
259	旧	明野 42 号	明野 8 号線 明野 11 号線	
	新	小俣明野 42 号線	小俣明野 8 号線 小俣明野 11 号線	
260	旧	宮前 24 号	宮前 11 号線 宮前 9 号線	
	新	宮前 24 号線	宮前 11 号線 宮前 9 号線	
261	旧	明野 43 号	県道伊勢小俣松坂線 元町 25 号線	16 号線
	新	小俣明野 43 号線	県道伊勢小俣松阪線 元町 25 号線	小俣 16 号線
262	旧	明野 44 号	県道村松明野停車場線 27 号線	
	新	小俣明野 44 号線	県道村松明野停車場線 小俣 27 号線	
263	旧	明野 45 号	明野 44 号線 伊勢市境界	明野 25 号線
	新	小俣明野 45 号線	小俣明野 44 号線 西豊浜村松線	小俣明野 25 号線
264	旧	明野 46 号	明野 44 号線 伊勢市境界	明野 25 号線
	新	小俣明野 46 号線	小俣明野 44 号線 西豊浜村松線	小俣明野 25 号線

整理 番号	旧新 別	路 線 名	起 点	重要な経過地
			終 点	
265	旧	明野 47 号	明野 44 号線 伊勢市境界	明野 25 号線
	新	小俣明野 47 号線	小俣明野 44 号線 西豊浜村松線	小俣明野 25 号線
266	旧	明野 48 号	明野 25 号線 伊勢市境界	明野 41 号線
	新	小俣明野 48 号線	小俣明野 25 号線 西豊浜村松線	小俣明野 41 号線
267	旧	明野 49 号	28 号線 県道村松明野停車場線	
	新	小俣明野 49 号線	小俣 28 号線 県道村松明野停車場線	
268	旧	明野 50 号線	28 号線 県道村松明野停車場線	
	新	小俣明野 50 号線	小俣 28 号線 県道村松明野停車場線	
269	旧	明野 51 号線	明野 9 号線 明野 10 号線	
	新	小俣明野 51 号線	小俣明野 9 号線 小俣明野 10 号線	
270	旧	明野 52 号線	明野 39 号線 明野 11 号線	
	新	小俣明野 52 号線	小俣明野 39 号線 小俣明野 11 号線	
271	旧	明野 53 号	16 号線 31 号線	
	新	小俣明野 53 号線	小俣 16 号線 小俣 31 号線	
272	旧	明野 54 号線	明野 9 号線 明野 10 号線	
	新	小俣明野 54 号線	小俣明野 9 号線 小俣明野 10 号線	

整理 番号	旧新 別	路 線 名	起 点		重要な経過地
			終 点		
273	旧	32 号線	1 号線		1 号線(重用) 19 号線、本町 19 号線
			県道鳥羽・松阪線		
	新	小俣 32 号線	小俣 1 号線		小俣 1 号線(重用)、 小俣 19 号線、小俣本町 19 号線
			県道鳥羽松阪線		
274	旧	本町 38 号線	本町 19 号線		
			本町 19 号線		
	新	小俣本町 38 号線	小俣本町 19 号線		
			小俣本町 19 号線		
275	旧	明野 55 号線	伊勢市境界		明野 16 号線
			29 号線		
	新	小俣明野 55 号線	伊勢市柏町境界		小俣明野 16 号線
			小俣 29 号線		
276	旧	本町 39 号線	32 号線		
			伊勢市境界		
	新	小俣本町 39 号線	上地 1 号線		
			小俣 32 号線		
277	旧	明野 56 号線	県道東大淀小俣線		
			明野 14 号線		
	新	小俣明野 56 号線	県道東大淀小俣線		
			小俣明野 14 号線		

路線を変更表示した図面を縦覧する場所及び期間

縦覧する場所 伊勢市都市整備部維持管理課

縦覧する期間 告示の日から 2 週間

伊勢市告示第 20 号

伊勢市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例第 15 条第 2 項の規定により、廃物認定外放置自動車を次のとおり告示します。

この放置自動車の所有者等又はこの放置自動車の所有者等に心当たりのある方は、申し出てください。

なお、この告示の日の翌日から起算して 6 月を経過しても申出がないときは、当該放置自動車を不要物として処分します。

平成 17 年 11 月 10 日

伊勢市長職務執行者 中 北 隆 敏

1 廃物認定外放置自動車

整 理 番 号	1707			
警 告 書 は り 付 け 日	平成 17 年 6 月 17 日			
放 置 場 所	伊勢市中島 1 丁目地内 公道			
放 置 自 動 車 の 形 態 等	メーカ名	ニッサン	塗 色	シルバー
	車 名	セドリック	自動車登録番号	三重 34 め 2464
	型式・種別	E CY31・普通	車 台 番 号	CY31-515304

2 申出先 伊勢市都市整備部維持管理課管理係

(電話 0596 - 21 - 5589)

伊勢市選管告示第1号

平成17年11月1日開催の委員会において、地方自治法第187条第1項の規定により、伊勢市選挙管理委員会委員長に下記の者を選挙しました。

平成17年11月1日

伊勢市選挙管理委員会

記

省略 安藤 孝

伊勢市選管告示第2号

地方自治法第187条第3項の規定により、伊勢市選挙管理委員会委員長職務代理者に下記の者を指定したので、伊勢市選挙管理委員会規程第3条第2項の規定により告示します。

平成17年11月1日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 安藤 孝

記

省略 森本 保治

伊勢市公職選挙執行規程ほか7件の規程を次のように定める。

平成17年11月1日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 安藤 孝

選挙管理委員会告示第 3 号 伊勢市公職選挙執行規程

選挙管理委員会告示第 5 号 伊勢市選挙人名簿及び在外選挙人名簿
閲覧事務取扱規程

選挙管理委員会告示第 8 号 政治活動のために使用する事務所に係
る立札及び看板の類の表示に関する規程

選挙管理委員会告示第 9 号 伊勢市の議会の議員及び長の選挙にお
ける選挙運動用自動車の使用及びポスタ
ーの作成の公営に関する規程

選挙管理委員会告示第 10 号 伊勢市の議会の議員及び長の選挙にお
けるポスター掲示場に関する規程

選挙管理委員会告示第 11 号 伊勢市の議会の議員及び長の選挙にお
ける選挙公報の発行に関する規程

選挙管理委員会告示第 12 号 検察審査員候補者選定規程

選挙管理委員会告示第 13 号 伊勢市明るい選挙推進協議会規程

上記告示の内容は省略し、その関係書類をしばらくの間下記の場
所に備え置いて閲覧に供します。

配置場所

伊勢市選挙管理委員会事務局

伊勢市選管告示第4号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第17条第2項の規定により、当市の区域を分けて、別紙のとおり投票区を設置します。

平成17年11月1日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 安藤 孝

投票区の設置

平成17年11月1日

選挙管理委員会告示第4号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第17条第2項の規定により市の区域を分けて次のように投票区を設置する。

投票区名	区 域
進修投票区	宇治館町、宇治今在家町(高麗広を除く。)、宇治中之切町、宇治浦田町、宇治浦田一丁目、宇治浦田二丁目、宇治浦田三丁目、中村町桜が丘の一部、中村町の一部
高麗広投票区	宇治今在家町の内高麗広
修道第1投票区	桜木町、中村町桜が丘(進修投票区に属する区域を除く。)、中之町、中村町の一部、楠部町の一部
修道第2投票区	古市町、久世戸町、倭町、神田久志本町の一部、勢田町の一部、楠部町の一部
明倫第1投票区	尾上町、岡本町、岡本一丁目、岡本二丁目、岡本三丁目、豊川町、勢田町(修道第2投票区に属する区域を除く。)、藤里町の一部
明倫第2投票区	岩淵町、岩淵一丁目、岩淵二丁目、岩淵三丁目、吹上一丁目、吹上二丁目
有緝第1投票区	河崎一丁目、河崎二丁目、河崎三丁目
有緝第2投票区	船江一丁目、船江二丁目
有緝第3投票区	船江三丁目、船江四丁目
厚生第1投票区	一之木一丁目、一之木二丁目、一之木三丁目、一之木四丁目、一之木五丁目
厚生第2投票区	宮後二丁目、宮後三丁目
厚生第3投票区	本町、宮後町、宮後一丁目、一志町、八日市場町、大世古一丁目、大世古二丁目、大世古三丁目、大世古四丁目、曾祢一丁目、曾祢二丁目
早修投票区	宮町一丁目、宮町二丁目、常磐町、常盤一丁目、常盤二丁目、常盤三丁目、浦口町(中島第3投票区に属する区域を除く。)、浦口一丁目、浦口二丁目、浦口三丁目
中島第1投票区	浦口四丁目、二俣一丁目、二俣二丁目、二俣三丁目、二俣四丁目(中島第3投票区に属する区域を除く。)、辻久留一丁目、辻久留二丁目

中島第2投票区	中島一丁目、中島二丁目、宮川一丁目、宮川二丁目
中島第3投票区	二俣町、辻久留町、辻久留三丁目、浦口町の一部、二俣四丁目 の一部
神社投票区	神社港、竹ヶ鼻町、小木町、馬瀬町、下野町
大湊投票区	大湊町
浜郷第1投票区	神田久志本町（修道第2投票区に属する区域を除く。）神久一 丁目、神久二丁目、神久三丁目、神久四丁目、神久五丁目、神 久六丁目
浜郷第2投票区	黒瀬町、通町、田尻町
浜郷第3投票区	一色町
宮本第1投票区	藤里町（明倫第1投票区に属する区域を除く。）旭町、前山町
宮本第2投票区	大倉町、佐八町、津村町
豊浜第1投票区	西豊浜町（豊浜第2投票区に属する区域を除く。）植山町、磯 町（豊浜第2投票区に属する区域を除く。）東豊浜町の一部
豊浜第2投票区	東豊浜町（豊浜第1投票区に属する区域を除く。）榎原町、西 豊浜町の一部、磯町の一部
北浜第1投票区	有滝町
北浜第2投票区	村松町（北浜第3投票区に属する区域を除く。）東大淀町の一 部
北浜第3投票区	東大淀町（北浜第2投票区に属する区域を除く。）柏町、野村 町、村松町の一部
城田第1投票区	上地町（城田第2投票区に属する区域を除く。）
城田第2投票区	粟野町、中須町、川端町、上地町の一部
四郷第1投票区	中村町（進修投票区及び修道第1投票区に属する区域を除く。） 楠部町（修道第1投票区及び修道第2投票区に属する区域を除 く。）一宇田町
四郷第2投票区	朝熊町
四郷第3投票区	鹿海町
沼木第1投票区	上野町
沼木第2投票区	円座町、神菌町
沼木第3投票区	横輪町

沼木第4投票区	矢持町
二見第1投票区	二見町松下、二見町江
二見第2投票区	二見町西、二見町今一色
二見第3投票区	二見町茶屋、二見町三津、二見町荘
二見第4投票区	二見町山田原、二見町溝口、二見町光の街
小俣第1投票区	小俣町東本町地区、小俣町西本町地区、小俣町南本町地区、小俣町北本町地区、小俣町掛橋地区、小俣町新川原地区、小俣町松倉地区（老人ホーム、せせらぎ含む。）、小俣町高畑地区、小俣町宮前地区
小俣第2投票区	小俣町第一部地区、小俣町栄町地区、小俣町共敬地区、小俣町下小俣地区、小俣町中小俣地区、小俣町大久保地区
小俣第3投票区	小俣町上久保地区、小俣町上惣地区、小俣町新出地区、小俣町米子地区
小俣第4投票区	小俣町六軒屋地区、小俣町明野第1地区、小俣町明野第2地区、小俣町湯田地区、小俣町東新村地区、小俣町西新村地区
小俣第5投票区	小俣町明野第3地区、小俣町明野第4地区（自衛隊含む。）、小俣町明野第5地区、小俣町明野第6地区、野村町
御園第1投票区	御園町新高
御園第2投票区	御園町高向
御園第3投票区	御園町長屋、御園町王中島
御園第4投票区	御園町新開、御園町上條、御園町小林

附 則

この告示は、平成17年11月1日から施行する。

伊勢市選管告示第6号

衆議院議員、参議院議員、知事及び県議会議員の選挙に用いる投票用紙、仮投票用封筒及び不在者投票用封筒に押すべき印の様式を別紙のように定めます。

平成17年11月1日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 安藤 孝

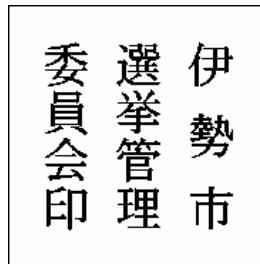
衆議院議員、参議院議員、知事及び県議会議員選挙に用いる投票用紙等に押すべき印の様式

平成17年11月1日

選挙管理委員会告示第6号

衆議院議員、参議院議員、知事及び県議会議員の選挙に用いる投票用紙、仮投票用封筒及び不在者投票用封筒に押すべき印の様式を次のとおり定めた。

2.1センチメートル角



伊勢市選管告示第7号

市長及び市議会議員選挙に用いる投票用紙等に押すべき印の様式
を別紙のように定めます。

平成17年11月1日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 安藤 孝

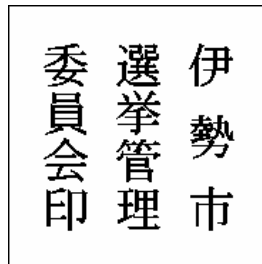
市長及び市議会議員選挙に用いる投票用紙等に押すべき印の様式

平成17年11月1日

選挙管理委員会告示第7号

市長及び市議会議員の選挙に用いる投票用紙、仮投票用封筒及び不在者投票用封筒に押すべき印の様式を次のように定めた。

2.1センチメートル角



伊勢市選管告示第 14 号

伊勢市施行に伴い、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 33 条第 3 項の規程により伊勢市長選挙及び伊勢市議会議員選挙を行うべき事由が生じたため、下記のとおり行うものとします。

平成 17 年 11 月 1 日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 安藤 孝

記

- | | | |
|---|-----------|-------------------|
| 1 | 選挙を行うべき事由 | 市の設置 |
| 2 | 選挙すべきものの数 | 市長 1 名 市議会議員 34 名 |
| 3 | 選挙期日 | 平成 17 年 11 月 27 日 |

伊勢市選管告示第 15 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 119 条第 1 項の規定により、伊勢市長選挙と伊勢市議会議員選挙を下記のとおり同時に行います。

平成 17 年 11 月 1 日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 安藤 孝

記

- | | | |
|---|-----------|-------------------|
| 1 | 選挙期日 | 平成 17 年 11 月 27 日 |
| 2 | 選挙すべきものの数 | 市長 1 名 市議会議員 34 名 |

伊勢市選管告示第 16 号

平成 17 年 11 月 27 日執行予定の伊勢市長選挙及びこれと同時に行
う伊勢市議会議員の選挙期日の告示は、平成 17 年 11 月 20 日に行い
ます。

平成 17 年 11 月 1 日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 安藤 孝

伊勢市選管告示第 17 号

公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）第 14 条第 2 項の規定により、平成 17 年 11 月 27 日執行予定の伊勢市長選挙及びこれと同時に
行う伊勢市議会議員選挙における選挙人名簿の登録について、
被登録資格の決定基準となる日及び登録を行う日並びに縦覧に供する
日を次のとおり定めます。

平成 17 年 11 月 1 日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 安藤 孝

記

- 1 被登録資格の決定の基準となる日
平成 17 年 11 月 19 日
(年齢については、平成 17 年 11 月 27 日とする。)
- 2 登録を行う日
平成 17 年 11 月 19 日
- 3 縦覧に供する日
平成 17 年 11 月 20 日

伊勢市選管告示第 18 号

伊勢市施行に伴い、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）において準用する公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 33 条第 3 項の規程により伊勢市農業委員会委員選挙を行うべき事由が生じたため、下記のとおり行うものとします。

平成 17 年 11 月 1 日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 安藤 孝

記

- | | | |
|---|-----------|-------------------|
| 1 | 選挙を行うべき事由 | 市の設置 |
| 2 | 選挙すべきものの数 | 農業委員会委員 30 名 |
| 3 | 選挙期日 | 平成 17 年 12 月 11 日 |

伊勢市選管告示第 19 号

平成 17 年 12 月 11 日執行予定の伊勢市農業委員会委員選挙の選挙
期日の告示は、平成 17 年 12 月 4 日に行います。

平成 17 年 11 月 1 日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 安藤 孝

伊勢市選管告示第 20 号

平成 17 年 11 月 27 日執行予定の伊勢市長選挙及びこれと同時に行
う伊勢市議会議員選挙における候補者届等の書類を提出すべき場所
を、下記のとおり定めます。

平成 17 年 11 月 14 日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 安藤 孝

記

提出場所 伊勢市岩淵 1 丁目 7 番 29 号
伊勢市役所東庁舎
伊勢市選挙管理委員会室

(ただし、11 月 20 日午前に関り、伊勢市長選挙については伊勢
市役所東庁舎 4 階第 3 会議室、伊勢市議会議員選挙については
伊勢市役所本庁舎 3 階市議会委員会室とします)

伊勢市選管告示第 21 号

平成 17 年 11 月 27 日執行予定の伊勢市長選挙及びこれと同時に行う伊勢市議会議員
選挙における各投票区の投票所を、別紙のとおり設置します。

平成 17 年 11 月 14 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 安藤 孝

平成17年11月27日執行予定 伊勢市長選挙及び伊勢市議会議員選挙投票所設置場所一覧表

投票区名	所在地	投票所の場所
進 修	宇治浦田1丁目 10-20	宇治公民館
高麗広	宇治今在家町 551	伊勢市立高麗広公民館
修道第1	桜木町 55-1	伊勢市さくらぎ保育所
修道第2	久世戸町 5	伊勢市立修道小学校体育館
明倫第1	岡本1丁目 18-21	伊勢市立明倫小学校体育館
明倫第2	岩淵1丁目 7-29	伊勢市役所本庁舎1階ホール
有緝第1	船江2丁目 2-5	伊勢市立有緝小学校体育館
有緝第2	船江2丁目 2-29	有緝幼稚園
有緝第3	船江3丁目 11-44	船江保育園
厚生第1	一之木2丁目 9-13	伊勢市一之木保育所
厚生第2	宮後2丁目 3-21	宮後町公会堂
厚生第3	宮後1丁目 9-20	伊勢市立厚生小学校体育館
早 修	常磐3丁目 8-9	伊勢市市民武道館
中島第1	二俣1丁目 2-17	伊勢市立中島小学校体育館
中島第2	中島2丁目 13-4	中島幼稚園
中島第3	辻久留3丁目 17-5	社会福祉法人三重済美学院
神 社	神社港 294- 2	伊勢市立神社小学校体育館
大 湊	大湊町1118-194	伊勢市立大湊小学校体育館
浜郷第1	神久3丁目 5-46	久志本公民館
浜郷第2	黒瀬町 1648	伊勢市立浜郷小学校体育館
浜郷第3	一色町 1682	一色町公民館
宮本第1	旭町 349	伊勢市立宮山小学校体育館
宮本第2	佐八町 2287	伊勢市立佐八小学校
豊浜第1	西豊浜町 1779	伊勢市立豊浜西小学校体育館
豊浜第2	東豊浜町 299	伊勢市立豊浜東小学校体育館
北浜第1	有滝町 2638	有滝町民会館
北浜第2	村松町 4011-1	村松町民会館
北浜第3	東大淀町 201-1	東大淀町民会館
城田第1	上地町 1478	伊勢市立城田小学校体育館
城田第2	粟野町 1540-1	伊勢市立城田中学校
四郷第1	楠部町 2484	伊勢市立四郷小学校体育館
四郷第2	朝熊町 1188	朝熊町会館
四郷第3	鹿海町 994-1	鹿海町会館
沼木第1	上野町 1215	伊勢市農村環境改善センター
沼木第2	円座町 1513	旧伊勢市南部農業協同組合円座支所
沼木第3	横輪町 294	横輪公民館
沼木第4	矢持町 416-3	農林漁業体験実習館

投票区名	所在地	投票所の場所
二見第 1	二見町江 683	江コミュニティセンター
二見第 2	二見町今一色 3	今一色小学校屋内運動場
二見第 3	二見町茶屋 209	二見公民館
二見第 4	二見町山田原 446-1	五峰保育園
小俣第 1	小俣町本町 3	伊勢市小俣農村環境改善センター
小俣第 2	小俣町元町 540	小俣公民館
小俣第 3	小俣町相合 750	小俣中学校体育館
小俣第 4	小俣町明野 1939	明野小学校体育館
小俣第 5	小俣町明野 685	南伊勢職業能力開発促進センター
御園第 1	御園町高向 686-6	新高公民館
御園第 2	御園町高向 2589-1	高向公民館
御園第 3	御園町長屋 1221	御園総合支所
御園第 4	御園町上條 1173-1	伊勢市御園 B & G 海洋センター

伊勢市選管告示第 22 号

平成 17 年 11 月 27 日執行予定の伊勢市長選挙及びこれと同時に行う伊勢市議会議員選挙における期日前投票所を、下記のとおり設置します。

平成 17 年 11 月 14 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 安藤 孝

記

- | | | |
|---|-----------|-----------------------------------------------------|
| 1 | 投票所 | 期日前投票所 |
| 2 | 場所 | 伊勢市役所東庁舎 4 階第 3 会議室
二見総合支所
小俣公民館
御園総合支所 |
| 3 | 執務を行うべき日 | 平成 17 年 11 月 21 日(月) ~
平成 17 年 11 月 26 日(土) 6 日間 |
| 4 | 執務を行うべき時間 | 午前 8 時 30 分 ~ 午後 8 時 |

伊勢市選管告示第 23 号

平成 17 年 11 月 27 日執行予定の伊勢市長選挙及びこれと同時に行う伊勢市議会議員選挙において、これらの選挙の投票用紙を同時に交付する投票所以外の投票所における投票の順序を公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 122 条の規定により次のとおり定めます。

平成 17 年 11 月 14 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 安藤 孝

- 1 伊勢市長選挙の投票
- 2 伊勢市議会議員選挙の投票

伊勢市選管告示第 24 号

平成 17 年 11 月 27 日執行予定の伊勢市長選挙及びこれと同時に行う伊勢市議会議員選挙における投票記載所の候補者氏名等掲載順序のくじを行う日時及び場所を、下記のとおり定めます。

平成 17 年 11 月 14 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 安藤 孝

記

- 1 日 時 平成 17 年 11 月 20 日（日） 午後 6 時
- 2 場 所 伊勢市岩渕 1 丁目 7 番 29 号
伊勢市役所東庁舎 4 階
伊勢市選挙管理委員会

伊勢市選管告示第 25 号

平成 17 年 11 月 27 日執行予定の伊勢市長選挙及びこれと同時に行う伊勢市議会議員選挙における不在者投票用紙等の交付場所を、下記のとおり定めます。

平成 17 年 11 月 14 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 安藤 孝

記

- | | | |
|---|---------------------|-------------------------|
| 1 | 伊勢市岩渕 1 丁目 7 番 29 号 | 伊勢市役所東庁舎 4 階伊勢市選挙管理委員会室 |
| 2 | 伊勢市二見町江 420 番地 1 | 二見総合支所 |
| 3 | 伊勢市小俣町元町 540 番地 | 小俣総合支所 |
| 4 | 伊勢市御園町長屋 1221 番地 | 御園総合支所 |

伊勢市選管告示第 26 号

公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号)第 22 条第 2 項の規定により平成 17 年 11 月 19 日に永久選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面の縦覧に関し、下記のとおり定めますので、同法第 23 条第 2 項の規定により告示します。

平成 17 年 11 月 14 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 安藤 孝

記

縦覧の場所 伊勢市岩渕 1 丁目 7 番 29 号
伊勢市役所東庁舎 4 階
伊勢市選挙管理委員会室

伊勢市選管告示第 27 号

平成 17 年 11 月 27 日執行予定の伊勢市長選挙及びこれと同時に行う伊勢市議会議員選挙に伴い、平成 17 年 11 月 1 日から同年 11 月 27 日までの間は、公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）第 17 条但し書の規定により、選挙人名簿の移替えを行わず、平成 17 年 11 月 28 日以後に延期します。

平成 17 年 11 月 14 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 安藤 孝

伊勢市選管告示第 28 号

平成 17 年 11 月 27 日執行予定の伊勢市長選挙及びこれと同時に行う伊勢市議会議員選挙の選挙に用いる投票用紙の様式を公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号)第 45 条第 2 項の規定により、別紙のとおり定めます。

平成 17 年 11 月 14 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 安藤 孝

平成十七年
執行

伊勢市長選挙投票

○ 注意

- 一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。
- 二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。

伊勢市
選挙管理
委員会印

候補者氏名

--

平成十七年
執行

伊勢市議会議員選挙投票

○ 注意

- 一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。
- 二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。

伊勢市
選挙管理
委員会印

候補者氏名

--

伊勢市公共下水道事業区域外流入に関する取扱要綱ほか6件の要綱、要領を制定したので告示します。

平成17年11月1日

伊勢市水道事業

伊勢市下水道事業

伊勢市長職務執行者 中 北 隆 敏

上下水道事業告示第1号	伊勢市公共下水道事業区域外流入に関する取扱要綱
上下水道事業告示第2号	伊勢市土地開発事業に係る公共下水道施設施工に関する指導要綱
上下水道事業告示第3号	伊勢市私道内公共下水道設置要綱
上下水道事業告示第4号	伊勢市水道料金等強制停水事務手続要領
上下水道事業告示第5号	宅地内漏水における水道料金減免取扱要領
上下水道事業告示第6号	伊勢市宅地造成等新規給水申込みにおける取扱要領
上下水道事業告示第7号	伊勢市公共汚水ます等設置要綱

上記要綱、要領の内容は省略し、関係書類をしばらくの間下記の場所に備え置いて閲覧に供します。

配置場所

伊勢市上下水道部管理課

伊勢市上下水道事業告示第 8 号

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 27 条ただし書並びに地方公営企業法施行令（昭和 27 年政令第 403 号）第 22 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、本市水道事業の公金の収納及び支払事務の一部を取り扱わせるため、伊勢市水道事業出納取扱金融機関を次のとおり指定したので、地方公営企業法施行令第 22 条の 2 第 3 項の規定により告示します。

平成 17 年 11 月 1 日

伊勢市長職務執行者 中 北 隆 敏

記

- 1 伊勢市水道事業出納取扱金融機関名
株式会社百五銀行
- 2 取扱事務の範囲 伊勢市水道事業の公金の収納及び支払
- 3 指 定 日 平成 17 年 11 月 1 日

伊勢市上下水道事業告示第 9 号

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 27 条ただし書並びに地方公営企業法施行令（昭和 27 年政令第 403 号）第 22 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、本市下水道事業の公金の収納及び支払事務の一部を取り扱わせるため、伊勢市下水道事業出納取扱金融機関を次のとおり指定したので、地方公営企業法施行令第 22 条の 2 第 3 項の規定により告示します。

平成 17 年 11 月 1 日

伊勢市長職務執行者 中 北 隆 敏

記

- 1 伊勢市下水道事業出納取扱金融機関名
株式会社百五銀行
- 2 取扱事務の範囲 伊勢市下水道事業の公金の収納及び支払
- 3 指 定 日 平成 17 年 11 月 1 日

伊勢市上下水道事業告示第 10号

本市水道事業の公金の収納の事務の一部を取り扱わせるため、収納取扱金融機関を次のとおり指定したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の2第3項の規定により告示します。

平成17年11月1日

伊勢市長職務執行者 中 北 隆 敏

記

1 収納取扱金融機関の名称

株式会社みずほ銀行

株式会社UFJ銀行

株式会社三重銀行

株式会社中京銀行

株式会社第三銀行

三重信用金庫

東海労働金庫

伊勢農業協同組合

三重県信用漁業協同組合連合会

2 取扱事務の範囲 伊勢市水道事業の公金の収納事務

3 指 定 日 平成17年11月1日

伊勢市上下水道事業告示第 11 号

本市下水道事業の公金の収納の事務の一部を取り扱わせるため、収納取扱金融機関を次のとおり指定したので、地方公営企業法施行令（昭和 27 年政令第 403 号）第 22 条の 2 第 3 項の規定により告示します。

平成 17 年 11 月 1 日

伊勢市長職務執行者 中 北 隆 敏

記

1 収納取扱金融機関の名称

株式会社みずほ銀行

株式会社 U F J 銀行

株式会社三重銀行

株式会社中京銀行

株式会社第三銀行

三重信用金庫

東海労働金庫

伊勢農業協同組合

三重県信用漁業協同組合連合会

2 取扱事務の範囲 伊勢市下水道事業の公金の収納事務

3 指 定 日 平成 17 年 11 月 1 日

伊勢市上下水道事業告示第 12 号

地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 33 条の 2 の規定に基づき、水道料金等の収納に関する事務の一部を次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令(昭和 27 年政令第 403 号)第 26 条の 4 第 1 項の規定により告示します。

平成 17 年 11 月 1 日

伊勢市長職務執行者 中 北 隆 敏

1 収納に関する事務の委託をする者

所在地	名称
東京都千代田区二番町 8-8	株式会社セブン・イレブン・ジャパン
大阪府吹田市豊津町 9 番 1 号	株式会社ローソン
東京都豊島区東池袋四丁目 26 番 10 号	株式会社ファミリーマート
東京都千代田区岩本町三丁目 10 番 1 号	株式会社デイリーヤマザキ
東京都江東区塩浜 2-20-1	株式会社サークルKサンクス
東京都千代田区神田錦町 1 丁目 1 番地	ミニストップ株式会社
茨城県つくば市真瀬 1513 番地 64	株式会社ホットスーパーコンビニエンスネットワークス
横浜市中区日本大通 17 番地	株式会社スリーエフ
東京都千代田区一番町十三番地一 新半蔵門ビル	株式会社エーエム・ピーエムジャパン
東京都中央区日本橋一丁目 1 番 1 号	国分グロースーズチェーン株式会社

東京都杉並区上萩 2 丁目 37-12	株式会社ポプラ
札幌市中央区南 9 条西 5 丁目	株式会社セイコーマート
群馬県伊勢崎市富塚町 459	株式会社セーブオン
愛知県名古屋市中区栄一丁目 7 番 34 号	株式会社ココストア
熊本市流通団地 2 丁目 11 番地	株式会社エブリワン
大阪府大阪市北区梅田 3 丁目 2 番 14 号	株式会社ジェイアール西日本デイリーサービスネット
岐阜県岐阜市日置江 1 丁目 58 番地	株式会社電算システム

2 委託期間

平成 17 年 11 月 1 日から平成 18 年 3 月 31 日まで

伊勢市下水道事業管理告示第 13 号

地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 33 条の 2 の規定に基づき、下水道使用料の収納に関する事務の一部を次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令(昭和 27 年政令第 403 号)第 26 条の 4 第 1 項の規定により告示します。

平成 17 年 11 月 1 日

伊勢市長職務執行者 中 北 隆 敏

1 収納に関する事務の委託をする者

所在地	名称
東京都千代田区二番町 8-8	株式会社セブン - イレブン・ジャパン
大阪府吹田市豊津町 9 番 1 号	株式会社ローソン
東京都豊島区東池袋四丁目 26 番 10 号	株式会社ファミリーマート
東京都千代田区岩本町三丁目 10 番 1 号	株式会社デイリーヤマザキ
東京都江東区塩浜 2-20-1	株式会社サークルKサンクス
東京都千代田区神田錦町 1 丁目 1 番地	ミニストップ株式会社
茨城県つくば市真瀬 1513 番地 64	株式会社ホットスパークンビニエンスネットワークス
横浜市中区日本大通 17 番地	株式会社スリーエフ
東京都千代田区一番町十三番地一 新半蔵門ビル	株式会社エーエム・ピーエムジャパン
東京都中央区日本橋一丁目 1 番 1 号	国分グロースチェーン株式会社

東京都杉並区上萩 2 丁目 37-12	株式会社ポプラ
札幌市中央区南 9 条西 5 丁目	株式会社セイコーマート
群馬県伊勢崎市富塚町 459	株式会社セーブオン
愛知県名古屋市中区栄一丁目 7 番 34 号	株式会社ココストア
熊本市流通団地 2 丁目 11 番地	株式会社エブリワン
大阪府大阪市北区梅田 3 丁目 2 番 14 号	株式会社ジェイアール西日本デイリーサービスネット

2 委託期間

平成 17 年 11 月 1 日から平成 18 年 3 月 31 日まで

伊勢市上下水道事業管理告示第 14 号

地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 33 条の 2 の規定に基づき、水道料金等の徴収に関する事務の一部を次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令(昭和 27 年政令第 403 号)第 26 条の 4 第 1 項の規定により告示します。

平成 17 年 11 月 1 日

伊勢市長職務執行者 中 北 隆 敏

1 徴収に関する業務を委託した者

愛知県名古屋市中村区椿町 1 番 3 - 6 0 5 号

株式会社タカダ 中部営業所

2 委託期間

平成 17 年 11 月 1 日から平成 18 年 3 月 31 日まで

伊勢市病院事業告示第1号

伊勢市病院事業出納取扱金融機関の指定について

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第27条ただし書の規定に基づき、伊勢市病院事業出納取扱金融機関を次のとおり定め、地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第22条の2第3項の規定に基づき告示する。

平成17年11月1日

伊勢市病院事業管理者職務代理者 藤 本 昌 雄

1 出納取扱金融機関の名称

株式会社百五銀行

2 取扱事務の範囲

伊勢市病院事業の業務に係る公金の収納及び支払の事務

3 指定日

平成17年11月1日

伊勢市公告第 1 号

犬の抑留について

次の犬を狂犬病予防法(昭和 25 年法律第 247 号)第 6 条第 1 項の規定により抑留した旨の通知が三重県南勢志摩県民局保健福祉部長からありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 17 年 11 月 1 日

伊勢市長職務執行者 中 北 隆 敏

1 抑留した犬

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	伊勢市上野町	ビーグル	白黒茶	雄	中	成犬	
2	伊勢市大仏山公園	雑種	黒茶	雄	小	成犬	

2 抑留した日 平成 17 年 10 月 28 日

3 抑留期限 平成 17 年 11 月 4 日

4 連絡先

伊勢市生活環境部環境政策課(電話 0596-21-5540)

三重県南勢志摩県民局保健福祉部衛生指導グループ(電話 0596-27-5151)

伊勢市公告第 2 号

犬の抑留について

次の犬を狂犬病予防法(昭和 25 年法律第 247 号)第 6 条第 1 項の規定により抑留した旨の通知が三重県南勢志摩県民局保健福祉部長からありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 17 年 11 月 7 日

伊勢市長職務執行者 中 北 隆 敏

1 抑留した犬

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	伊勢市小俣町	柴雑	茶	雄	中	成犬	茶色の首輪

2 抑留した日 平成 17 年 11 月 4 日

3 抑留期限 平成 17 年 11 月 9 日

4 連絡先

伊勢市生活環境部環境政策課(電話 0596-21-5540)

三重県南勢志摩県民局保健福祉部衛生指導グループ(電話 0596-27-5151)

伊勢市公告第 3 号

犬の抑留について

次の犬を狂犬病予防法(昭和 25 年法律第 247 号)第 6 条第 1 項の規定により抑留した旨の通知が三重県南勢志摩県民局保健福祉部長からありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 17 年 11 月 9 日

伊勢市長職務執行者 中 北 隆 敏

1 抑留した犬

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	伊勢市二見町	洋雑	白黒茶	雄	中	成犬	

2 抑留した日 平成 17 年 11 月 8 日

3 抑留期限 平成 17 年 11 月 11 日

4 連絡先

伊勢市生活環境部環境政策課(電話 0596-21-5540)

三重県南勢志摩県民局保健福祉部衛生指導グループ(電話 0596-27-5151)